

地名 散歩

第140回 シモキタ、西荻、天王寺…地名の略称

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

シモキタといえば、東京都世田谷区にある下北沢駅とその周辺を指す通称地名「下北沢」の略称である。下北沢は江戸時代の村名がそのまま近代まで引き継がれ、明治22年(1889)施行の町村制で世田ヶ谷村大字下北沢になった。昭和2年(1927)に小田原急行鉄道(現小田急電鉄)が開通して下北沢駅が誕生、同8年には帝都電鉄(現京王井の頭線)もここに接続、現在に至るまで交通の要衝になっている。敗戦直後には闇市が繁盛し、その雰囲気を残しつつ魅力的な店や劇場に多くの人が集まって来る。なお下北沢をここで「通称地名」としたのは、大字下北沢が東京市に編入されて世田谷区となった際に下が外れて町名が「北沢」に改められた結果、駅名のみが存在となったからである。

「下北沢」とフルネームで呼ばずにシモキタ

と短縮する傾向は、ここに限らず一般的なものだ。山手線の駅でも新宿や渋谷、池袋などの4～5音節までは略称をあまり聞かないが(池袋→ブクロというのは記憶の片隅にあるが)、6音節の高田馬場^{たかだのばば}は「馬場」と呼ばれるし、東急田園都市線なら二子玉川^{ふたこたまがわ}が「ニコタマ」、たまプラーザは「たまプラ」である。あくまで私の印象で言えば、おおむね5～6音節以上になると略称が発生するようだ。

古代から地名を使いこなしてきた日本列島の人たちにとって、やはり長い地名は古くから略す対象だったようで、歴史の長い代表格としては大阪の天王寺^{してんのう}がある。古刹の四天王寺^{しやうてんのう}に由来するものだが、最初は寺を指すのに「天王寺」と呼び始めたという。『角川日本地名大辞典』によれば「四天王寺の通称名である天王寺が、いつ頃から地名に転じたかについて



大阪の四天王寺(寺院名・中央付近)と略称地名としての天王寺。左端に見える日本橋筋一丁目には「日本一」という略称もある。1:50,000「大阪東南部」大正3年部分修正



中央線西荻窪駅付近は一般に「西荻」と呼ばれ、今では正式な町名も西荻北・西荻南である。下端の宮前は「大宮前」の前略形。「地理院地図」令和5年10月6日ダウンロード

は不明」としているが、平安時代に記された「三代実録」の貞観5年(863)7月27日条が初出というからずいぶん古い。次第に四天王寺一帯の地名として定着し、江戸期には天王寺村という正式な村名も生まれている。

地名そのものの略称ではないが、東西南北を付けた際に「本体」が略される事例は古くから目立つ。たとえば中世に武蔵国の多摩郡が東西に分けられ、多東郡と多西郡になった類だが、多摩が「多」になっている(多東・多西の両郡は近世にはまた多摩郡に戻り、明治期に東多摩郡、西多摩郡…と4分割)。静岡県伊東市も同様の地名で、伊豆国の東に位置することから名付けられた。鎌倉時代にはすでに「伊東郷」の名が記録されている。

現在の東京・茨城・埼玉・千葉の各都県にまたがる広域の郡であった葛飾郡も、現在の旧中川付近を流れていた太日川(現在の利根川)の東西で葛東と葛西に分けられ、このうちおおむね東京都側にあたる西側には葛西御厨(御厨とは神社の供物を提供するところ)の名で鎌倉時代には存在した。葛西は今でも江戸川区の現役地名であるが、葛東の方は残っていない。

東西南北などを付けた際の現代的な略称例としては、たとえば西荻窪を「西荻」とする類である。現在の東京都杉並区内の中央本線に大正11年(1922)に設置された西荻窪駅が発端らしい。当初の所在地は東京府豊多摩郡井荻村大字上荻窪であったが、駅が荻窪の西側に設置されたこともあって、駅名は西荻窪駅となった。それが昭和7年(1932)に東京市内に編入されて杉並区となり、同9年からは実際の町名として西荻窪が誕生している。さらに戦後に行われた住居表示の実施を機に昭和39年(1970)から西荻北、同44年から西荻南が加わって現在に至っている。「荻」の字の前後に方角が付くという形は、他にも前述の江

戸川区の葛西には西葛西、東葛西、北葛西など住居表示の実施に伴って続々量産された。方角が2つあったら混乱しないだろうか。私にとっては他人事ながら心配になる。

最近の略称地名としては「平成の大合併」で誕生した長めの市名に対するもので、私が知った中で最も印象的だったのが四国中央市だ。川之江市と伊予三島市ほか2町村が合併して平成16年(2004)に誕生したものであるが、シコチューと呼ぶらしい。合併間もない頃に地元の人に伺ったのだが、まるでジコチュー(自己中心的の意)で、もう少しなんとかならないものかと思っていた。ところが今では四国中央市のホームページに「しこちゅ〜」というネズミのマスコットキャラクターが元気に活躍している。

地名を冠した大学にも周知の通り略称がある。東京大学が東大、九州大学が九大といった類である。地方の国立大学では山形大学、山口大学のどちらも略称が「山大」であったりするが、遠く離れているのでそれほど問題はないらしい。ただし山梨大学は両者を意識したのか「梨大」と異なる。離れたどうしの愛知大学、愛媛大学はどちらも「愛大」である。これらのパターンで最も多く使われている略称は「福大」だろうか。福島大学、福井大学、福山大学、福岡大学がいずれもこれを用いている。

最後に中国の省を取り上げよう。国内22の省、5つの自治区、4つの直轄市(北京・上海・天津・重慶)、2つの特別行政区(香港・マカオ)がおおむね1字で表わせるので使い勝手が良い。吉林省の「吉」、遼寧省の「遼」のような省名の頭文字をとったわかりやすいものの他に、河北省が「冀」、山東省が「魯」、湖南省が「湘」、福建省が「閩」、広東省が「粵」という具合に、古代の国名や広域地名などを採用した(実際には簡体字・ルビは日本読み)。自動車のナンバープレートにも活用されている。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 802
2023 November



表紙写真 「求愛ダンス」

第38回写真コンクール佳作
塩月 聖児 ●宮崎会

日本最大の鶴の渡来地である鹿児島県の出水市ツル観察センターには毎年10月～3月にかけて、1万羽以上の鶴がシベリアから越冬のためにやってきます。最近コロナ明けで飲屋街でも求愛ダンスをしている陽気な人を見かけました(笑)

地名散歩 今尾 恵介

- 03 **事務所運営に必要な知識**
一時代にあった資格者であるために―
第96回 情報セキュリティ対策の実践方法と支援制度
独立行政法人情報処理推進機構(IPA) セキュリティセンター グループリーダー 江島 将和
- 08 **事務所運営に必要な知識**
一時代にあった資格者であるために―
第97回 老朽化マンションの建替えと登記②
東京土地家屋調査士会 橋立 二作
- 12 **人権擁護委員への誘い**
- 16 **会報800号を迎えて③**
- 18 令和5年度こども霞が関見学デー
- 21 岸田文雄内閣総理大臣 表敬訪問
- 22 第35回 地籍問題研究会
- 26 続続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.117
神奈川会/大阪会
- 29 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム
調査士カルテMap
- 30 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 32 会務日誌
- 34 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 35 ちょうさし俳壇
- 36 各土地家屋調査士会へ発信した文書
- 37 ネットワーク50
宮崎会/秋田会
- 40 編集後記

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第96回 情報セキュリティ対策の実践方法と支援制度

独立行政法人情報処理推進機構(IPA) セキュリティセンター グループリーダー 江島 将和

1. はじめに

土地家屋調査士事務所においても業務を行う上でパソコンやインターネットなどデジタルの活用は不可欠となってきている。一方で、それらを狙ったサイバー攻撃による情報漏えい等の被害報道が続いている。組織はデジタルの活用と併せて情報セキュリティ対策も取り組んでいく必要がある。

本稿では、土地家屋調査士の事務所運営において情報セキュリティ対策を進める上で参考となる「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」の概要と支援制度について解説する。

2. 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン



独立行政法人情報処理推進機構(IPA)では、中小企業の情報セキュリティ対策に関する検討を行い、より具体的な対策を示す「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」を公開している。

中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインは、中小企業の

経営者及び対策実践者を対象に、情報セキュリティ対策に取り組む際に経営者が認識し実施すべき指針と、社内において対策を実践する際の手順や手法をまとめたものである。本編2部と付録により構成されており、IPAのWebサイトにて入手することができる。

■中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン

<https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/about.html>

2.1 第1部「経営者編」

経営者編では、情報セキュリティ対策を進めていくうえで経営者が認識すべき「3原則」と実行すべき「重要7項目の取組」について説明している。

2.1.1 認識すべき3原則

経営者は、以下の3原則を認識し、対策を進める必要がある。

- 原則1 情報セキュリティ対策は経営者のリーダーシップで進める
- 原則2 委託先の情報セキュリティ対策まで考慮する
- 原則3 関係者とは常に情報セキュリティに関するコミュニケーションをとる

2.1.2 実行すべき「重要7項目の取組」

経営者は、以下の重要7項目の取組について、自ら実践するか、実際に情報セキュリティ対策を実践する責任者・担当者に対して指示をする。

- 取組1 情報セキュリティに関する組織全体の対応方針を定める
- 取組2 情報セキュリティ対策のための予算や人材などを確保する
- 取組3 必要と考えられる対策を検討させて実行を指示する
- 取組4 情報セキュリティ対策に関する適宜の見直しを指示する
- 取組5 緊急時の対応や復旧のための体制を整備する
- 取組6 委託や外部サービス利用の際にはセキュリティに関する責任を明確にする
- 取組7 情報セキュリティに関する最新動向を収集する

2. 2 第2部「実践編」

実践編では、情報セキュリティ対策を実践する責任者・担当者を対象に、実務的な進め方についてステップアップ方式で具体的に説明している。

2. 2. 1 STEP1 「できるところから始める」

多くの中小企業にとって、いきなり精巧な対策を実施することは困難である。まずは、企業規模に関わらず必ず実施すべき重要な基本的対策「情報セキュリティ5か条」から取り組んでいただきたい。

- 1 OSやソフトウェアは常に最新の状態にしよう！
- 2 ウイルス対策ソフトを導入しよう！
- 3 パスワードを強化しよう！
- 4 共有設定を見直そう！
- 5 脅威や攻撃の手口を知ろう！

2. 2. 2 STEP2 「組織的な取り組みを開始する」

組織的な取組を開始するに当たって、まずは「情報セキュリティ基本方針」を作成する。基本方針に決まった書き方はないが、例えば、管理体制を整備する、法令・ガイドラインを順守する、セキュリティ対策を実施して継続的に見直しを行うなどの項目が挙げられる。基本方針は従業員の指針であり、関係者に対して取組を表明するものなので、文書化して従業員や顧客など関係者に周知する。

次に、「5分でできる！情報セキュリティ自社診断(以下、「自社診断」という)」を利用して、自社の情報セキュリティ対策の実施状況を把握する。自社診断は、5か条で挙げた「基本的対策」に加えて、メールやインターネットの利用、物理的な情報の持ち出しや保管・破棄などの「従業員としての対策」、従業員教育や委託先管理など「組織的としての対策」を含めた25の診断項目で構成されている。組織的に取り組む際に必要と考えられる項目となっているので、ぜひ一度試していただきたい。

また、診断後は自社診断の解説編を参考にして対策を検討する。検討する際は、従業員の意見を聞き、職場環境や業務に適した対策を決定する。決定した対策は、ハンドブックなどに文書化して従業員に対して周知する。

中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインの付録では、基本方針のサンプルや自社診断のチェッ

クシート、ハンドブックのひな形などを提供しているので、STEP2を実践する際は活用していただきたい。

2. 2. 3 STEP3 「本格的に取り組む」

STEP3では、自社を取り巻くリスクを特定し、そのリスクに対応するための対策を決定し、情報セキュリティ規程を作成する手順などについて詳しく説明している。また、委託時の対策や点検(監査)と改善についてもポイントを説明している。紙面の都合上、本稿では詳細な説明を割愛するが、STEP3を参照のうえ付録「情報セキュリティ関連規程」を活用いただくことで、情報セキュリティ対策に本格的に取り組むことができる。

2. 2. 4 STEP4 「より強固にするための方策」

STEP4では、企業のIT環境に応じて取り組むべき対策や、対策の導き出し方など8つの区分で提示している。最近では、中小企業においてもウェブサイトの構築やクラウドサービスの活用が進んでいる。また、社内に情報セキュリティに詳しい人材がいない場合は外部サービスの活用は有効な手段となる。STEP1やSTEP2を実践する企業でもSTEP4に該当する場合は、ご確認いただき、あわせて実践していただきたい。

- 1 情報収集と共有
- 2 ウェブサイトの情報セキュリティ
- 3 クラウドサービスの情報セキュリティ
- 4 テレワークの情報セキュリティ
- 5 セキュリティインシデント対応
- 6 情報セキュリティサービスの活用
- 7 技術的対策例と活用
- 8 詳細リスク分析の実施方法

2. 3 付録

付録として、実践編を進めていく上で必要となる情報資産管理台帳のひな形や情報セキュリティ関連規程のサンプルを編集可能なフォーマットで提供しており、付録を活用することで専門人材が不足する中小企業でも対策を進めていくことができるようになっていく。

付録1 情報セキュリティ5か条

- 付録2 情報セキュリティ基本方針(サンプル)
- 付録3 5分でできる!情報セキュリティ自社診断
- 付録4 情報セキュリティハンドブック(ひな形)
- 付録5 情報セキュリティ関連規程(サンプル)
- 付録6 中小企業のためのクラウドサービス安全利用の手引き
- 付録7 リスク分析シート
- 付録8 中小企業のためのセキュリティインシデント対応の手引き

3. 中小企業向け情報セキュリティ対策支援制度

IPAが提供する中小企業向けの情報セキュリティ対策支援制度や施策を紹介する。

3.1 SECURITY ACTION 制度

SECURITY ACTION(セキュリティアクション)は、中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度である。「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」の実践をベースに2段階の取組目標が設定されており、取組目標に応じたロゴマークを無料で使用することができる。

1段階目「一つ星」は、「情報セキュリティ5か条」を取組目標としている。2段階目「二つ星」は、「5分でできる!情報セキュリティ自社診断」を使って自社の対策状況を把握したうえで、「情報セキュリティ基本方針」を定めて外部に公開することを取組目標としている。

SECURITY ACTIONを宣言することで、情報セキュリティ対策の取組の「見える化」を図ることができ、社内の意識付けや社外への信頼性のアピール等に活用することができる。また、経済産業省が実施するIT導入補助金や地方公共団体等が実施する補助金制度の申請要件、損害保険会社のサイバー保険の割引条件等としても活用されており、今後も更なる活用が期待されている。2023年9月時点の自己宣言数は29万社を超えている。



セキュリティ対策自己宣言



セキュリティ対策自己宣言

■ SECURITY ACTION 制度

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>

3.2 サイバーセキュリティお助け隊サービス制度

サイバーセキュリティお助け隊サービス制度は、中小企業のサイバーセキュリティ対策に不可欠な各種サービス(相談窓口、異常の監視、緊急時の対応支援、簡易サイバー保険等)をワンパッケージで安価に提供する民間サービスを「サイバーセキュリティお助け隊サービス」として審査・登録する制度である。

サービス基準を充足するサービスに「サイバーセキュリティお助け隊マーク」を付与することで普及を促進し、幅広い中小企業において無理なくサイバーセキュリティ対策を導入・運用することを支援している。また、中小企業庁が実施するIT導入補助金においてサイバーセキュリティお助け隊サービスが補助対象となっている。もともとサービス基準において導入しやすい価格設定を求めているが、IT導入補助金を活用することで更に導入しやすくなっている。



■ サイバーセキュリティお助け隊サービス制度

<https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/>

3.3 情報セキュリティ対策支援サイト

情報セキュリティ対策支援サイトは、情報セキュリティ対策を「知りたい」「学びたい」「始めたい」「続けたい」中小企業と、それを後押しするセキュリティプレゼンターの活動をサポートするポータルサイトである。

「5分でできる!情報セキュリティ自社診断」や「情報セキュリティ対策ベンチマーク」で設問に答えることで自社の対策状況を把握することができ、診断結果に即した推奨資料やツールを入手することができる。また、従業員が情報セキュリティ対策について学習できるe-Learning「5分でできる!情報セキュリティポイント学習」や、地域で活動するセキュ

リティプレゼンターの検索機能等を無料で利用することができる。



■情報セキュリティ対策支援サイト

<https://security-shien.ipa.go.jp/>

3.4 セキュリティプレゼンター制度

セキュリティプレゼンター制度は、IPAのセキュリティ対策資料等を活用して、中小企業等に対して情報セキュリティの普及啓発を行う人材を「セキュリティプレゼンター」として登録する制度である。

IPAでは、セキュリティプレゼンターに対してカンファレンスやポータルサイトによる情報提供、勉強会による指導力向上を図ることで、セキュリティプレゼンターを通じた地域の中小企業支援を推進している。セキュリティプレゼンターには、情報処理安全確保支援士や中小企業診断士、ITコーディネーター等の資格を有する専門家が多数登録されており、2023年9月時点の登録数は1,700名を超えている。情報セキュリティ人材が不足する中小企業において、地域の身近な専門家としてセキュリティプレゼンターを活用いただきたい。

■セキュリティプレゼンター検索

<https://security-shien.ipa.go.jp/presenter/search/>

3.5 映像で知る情報セキュリティ

映像で知る情報セキュリティは、情報セキュリティに関する様々な脅威と対策を10分程度のドラマなど

で分かりやすく解説した映像コンテンツである。

情報セキュリティ対策の基本や標的型サイバー攻撃、内部不正対策など30以上の映像コンテンツをYouTubeのIPA Channelにて無償公開しているので、従業員教育などに活用いただきたい。



■映像で知る情報セキュリティ

<https://www.ipa.go.jp/security/videos/list.html>

3.6 情報セキュリティ安心相談窓口

情報セキュリティ安心相談窓口は、IPAが国民に向けて開設している一般的な情報セキュリティ（主にウイルスや不正アクセス）に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口である。

被害に遭った時に電話やメールで相談を受け付けている他、情報セキュリティ安心相談窓口のWebサイトでは、安心相談窓口によく寄せられるご相談や、普段のパソコンの操作にも役立つ資料を紹介している。

・電話：03-5978-7509

・メール：anshin@ipa.go.jp

■情報セキュリティ安心相談窓口

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/about.html>

4. おわりに

中小企業では、情報セキュリティ対策に十分な資金・人材といった経営資源を割り当てることができないという困難を抱える一方で、経営者と従業員の距離が近く、経営者が担当者や従業員に対策を指示、その結果について直接報告を受けることができるなど、組織が一丸となって対策を推進しやすいという利点もある。

本稿で紹介したガイドラインや支援制度が、土地家屋調査士事務所のセキュリティ対策強化の一助となることを願っている。

こちらのバーコードからも
スマホで簡単に診断可能です。



5分でできる！情報セキュリティ自社診断

診断項目	診断結果
1. パソコンやスマホなど情報機器のOSやソフトウェアは常に最新の状態にしていますか？	
2. パソコンやスマホなどにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルは最新の状態にしていますか？	
3. パスワードは破られにくい「長く」「複雑な」パスワードを設定していますか？	
4. 重要情報に対する適切なアクセス制限を行っていますか？	
5. 新たな脅威や攻撃の手口を知り対策を社内共有する仕組みはできていますか？	
6. 電子メールの添付ファイルや本文中のURLリンクを介したウイルス感染に気をつけていますか？	
7. 電子メールやFAXの宛先の送信ミスを防ぐ取り組みを実施していますか？	
8. 重要情報は電子メール本文に書くのではなく、添付するファイルに書いてパスワードなどで保護していますか？	
9. 無線LANを安全に使うために適切な暗号化方式を設定するなどの対策をしていますか？	
10. インターネットを介したウイルス感染やSNSへの書き込みなどのトラブルへの対策をしていますか？	
11. パソコンやサーバーのウイルス感染、故障や誤操作による重要情報の消失に備えてバックアップを取得していますか？	
12. 紛失や盗難を防止するため、重要情報が記載された書類や電子媒体は机上に放置せず、書庫などに安全に保管していますか？	
13. 重要情報が記載された書類や電子媒体を持ち出す時は、盗難や紛失の対策をしていますか？	
14. 離席時にパソコン画面の覗き見や勝手な操作ができないようにしていますか？	
15. 関係者以外の事務所への立ち入りを制限していますか？	
16. 退社時にノートパソコンや備品を施錠保管するなど盗難防止対策をしていますか？	
17. 事務所が無になる時の施錠忘れ対策を実施していますか？	
18. 重要情報が記載された書類や重要なデータが保存された媒体を破棄する時は、復元できないようにしていますか？	
19. 従業員に守秘義務を理解してもらい、業務上知り得た情報を外部に漏らさないなどのルールを守らせていますか？	
20. 従業員にセキュリティに関する教育や注意喚起を行っていますか？	
21. 個人所有の情報機器を業務で利用する場合のセキュリティ対策を明確にしていますか？	
22. 重要情報の授受を伴う取引先との契約書には、秘密保持条項を規定していますか？	
23. クラウドサービスやウェブサイトの運用などで利用する外部サービスは、安全・信頼性を把握して選定していますか？	
24. セキュリティ事故が発生した場合に備え、緊急時の体制整備や対応手順を作成するなど準備をしていますか？	
25. 情報セキュリティ対策(上記1～24など)をルール化し、従業員に明示していますか？	

<診断結果の入力項目>実施している 4点/一部実施している 2点/実施していない 0点/わからない -1点

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

本稿は、「法律時報 2023年8月号 通巻1193号」に掲載されたものを転載させていただいております。

区分建物と登記 日本登記法学会第7回研究大会

第97回 老朽化マンションの建替えと登記②

東京土地家屋調査士会 橋立 二作

3 マンション建替事業における登記手続

円滑化法により進められるマンション建替え事業において、登記手続はどのようなものとなるのか。実例が豊富に存在するわけではなく、登記実務家の間でも十分に理解が浸透しているわけではない。以下では、円滑化法による建替え事業の流れと、そのなかで必要となる登記手続を紹介し、留意すべき事項などを指摘したい^{*7}。

(1) 建替え決議と建替え参加者による不参加者に対する売渡し請求

マンションの建替えのためには、まずは区分所有法の定めに従い、管理組合の集会において、区分所有者および議決権の各5分の4以上の多数により建替え決議をしなければならない(区分所有62条1項)。同決議が成立後、集会の招集者が、決議に参加しなかった区分所有者に対して、建替えに参加するか否かの回答を催告し、その結果、建替の参加者と不参加者が確定する(同63条1項～4項)。

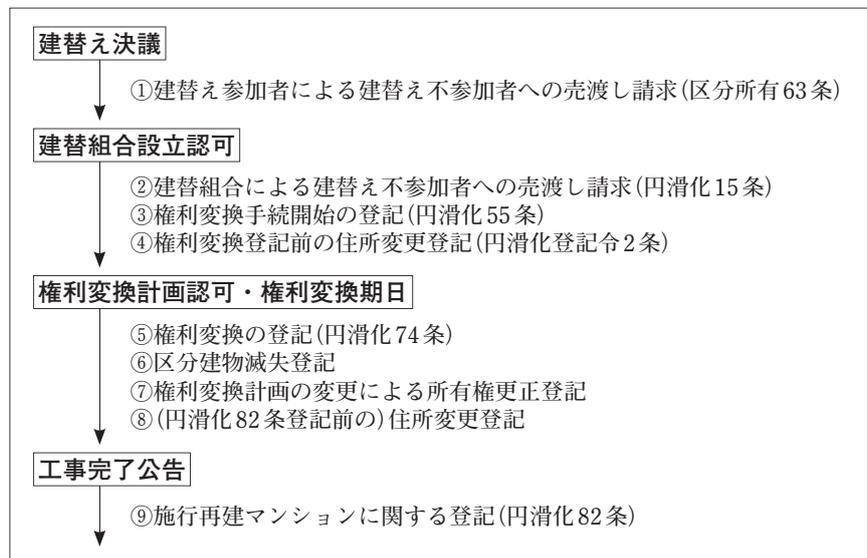
これを受けて、建替に参加する区分所有者および買受指定者^{*8}は、建替え不参加者に対して、その区分所有権および敷地利用権を時価で売り渡すよう請求することができる(同63条5項)。これは、建替え決議の効果として売渡し請求を認めることにより、建替え不参加者を当該区分所有関係から離脱させ、以後の建替えを円滑に進めることを目的としたものである。売渡し請求権を行使すること

ができる時期は、同法63条2項による催告が到達した日から2ヵ月を経過した後の2ヵ月以内である(同63条4項前段)。

当該売渡し請求は形成権であり、行使の意思表示が相手方に到達すると、直ちに相手方の区分所有権および敷地利用権を目的とする時価による売買契約が成立する。これにより、区分所有権および敷地利用権は相手方から組合に移転し、相手方は専有部分の引渡・移転登記義務を、組合は時価による売買代金の支払義務をそれぞれ負う。そして、両者の義務は同時履行関係にたつ。

当該売渡し請求の意思表示は、通常は内容証明郵便にて行われるが、当該郵便の到達日を売買日付として所有権移転登記がされる。登記手続は、通常の売買による所有権移転登記である。判決による登記(不登63条)ではないため、登記義務者の登記申請意思の擬制はなく、登記の一般原則どおり共同申請によることを要する。

【図】建替事業の流れと登記手続等の概要



当該売渡し請求権を行使した後、請求権行使者が専有部分等について移転登記を受けるまでの間に、相手方がこれを第三者に譲渡すると、請求権行使者は第三者と対抗関係にたつことになる(民177条)。そのため、そのおそれがあるときには、あらかじめ「処分禁止の仮処分」を得て、その登記をする必要がある。

専有部分と敷地利用権とを分離処分することは原則としてできないが、規約によって例外的にこれが許容されていることもあり(区分所有22条1項ただし書)、その場合には、敷地利用権のみを有し、専有部分を有しない者が生じうる。この者は区分所有者ではないため、区分所有者の集会で行った建替え決議に拘束されず、その者に対して売渡し請求権を行使することはできない。そのため、この場合は任意の売買によるしかない。一方、建替え決議後に建替え不参加の区分所有者が敷地利用権のみを譲渡した場合には、譲受人またはその承継人に対して敷地利用権の売渡しを請求できるものとされており、不参加者による売渡し請求の妨害を防止するための手当てがされている(区分所有63条5項後段)。

(2) 建替組合による建替え不参加者への売渡し請求

建替え決議がされた後、その内容に則して事業計画等の具体化、詳細化を図るための方法について規定したのが、上述した円滑化法である。

円滑化法の定めた手続に従って設立された建替組合は、建替えに賛成しない旨を回答した区分所有者に対して区分所有権等を時価で売り渡すべきことを請求することができる(円滑化15条)。区分所有法63条において建替え決議参加者や買受指定者に認められた売渡し請求権を建替組合にも認めることによって、建替組合がマンション建替事業の実施主体として積極的に機能することのできるようになったものである。売渡し請求により組合が取得した区分所有権および敷地利用権は、実質的に保留床として権利変換される。売渡し請求権を行使することができる時期は、組合設立認可の公告の日から2ヵ月以内に、かつ、建替え決議の日から1年以内に行使しなければならない(円滑化15条1項・2項)。

同条にかかる売渡し請求が形成権であることや、登記が共同申請で行われるべきものであること、また、敷地利用権のみを取得した者に対しても売渡し

請求をすることができること(同条1項後段)等については、さきに述べた区分所有法63条の売渡し請求と同じである。

(3) 権利変換手続開始とその登記

区分所有権、敷地利用権、抵当権その他の権利を建替え後のマンションに円滑かつ安定して移行させるための仕組みが円滑化法には定められている。その第1段階として、建替組合は、組合設立認可の公告があったときは、遅滞なく施行マンション^{*9}の区分所有権および敷地利用権、隣接施行敷地の所有権および借地権については、権利変換手続開始の登記を申請しなければならないものとされている(円滑化55条1項)。その登記手続については、マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令(以下「円滑化登記令」という。)4条に定めがある^{*10}。

これは、①マンション建替事業による権利変換の対象となっていることを知らないで施行マンションの区分所有権等が取引され、善意の第三者が不測の損害を被ることがないようにすること—不動産取引の安全の確保—、および、②権利変換手続が開始された後に、権利変換の対象となる施行マンションの区分所有権等が処分された場合、施行者としては、その処分内容を把握し、それを権利変換計画に反映させる必要があるため、施行者が全く関知しないところで自由に処分されることを防止すること—権利変換手続の円滑な進行の確保—を目的としたものである。

登記がされると、当該登記にかかる施行マンションの区分所有権や敷地利用権等を有する者は、これらの権利を処分するときには、施行者の承認を得なければならない(円滑化55条2項)。この承認を得ないでされた処分は、当事者間では有効であるものの、施行者には対抗することができない(同条4項)。権利の処分の際には、組合へ権利処分承認申請書を提出しなければならない(マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則30条1項・2項)。そのことについては、組合の会報等で周知しておく必要がある。

(4) 権利変換登記前の住所・氏名変更登記

権利変換の登記(円滑化74条)は移転登記の形式

で行われるため、権利変換計画書記載の組合員の住所・氏名と、施行マンションおよびその敷地利用権の登記記録上の所有者の住所・氏名が一致している必要がある。実務対応としては、コンサルタント等より権利変換計画書を早めに入手し、登記記録上の所有者の住所・氏名との突き合わせ作業をすることが必要である。

当該所有者の住所・氏名の記載が不一致であった場合、各組合員の申請によって変更・更正登記をすべきとされたのでは、建替事業の円滑な遂行に支障が生じる。そこで、円滑化登記令2条では、建替組合(敷地売却組合)による代位による登記が認められており、これによって当該変更・更正の登記をすることができる(同条3号)。また、所有権の保存の登記や、相続その他の一般承継による権利の移転の登記についても、代位による登記が認められる(同条4号・5号)。これは、権利変換の登記の前提であり、連件申請も可能である。通常、代位による登記については登記識別情報の通知はされないが(不動産登記21条)、この場合は、申請人である建替組合に対して登記識別情報が通知されるので(円滑化登記令3条1項)、建替組合は登記権利者にその登記識別情報を通知する義務を負う点に注意を要する(同条2項)。なお、相続未登記の場合も、同趣旨で代位による相続登記が可能である(円滑化登記令2条5号)。

(5) 権利変換の登記

建替組合は、権利変換期日後、遅滞なく、施行再建マンションの敷地につき、権利変換後の土地に関する権利について必要な登記を申請しなければならず(円滑化74条1項)、権利変換期日以後は、この登記がされるまでの間、敷地について他の登記をすることができない(同条2項)。

この場合の登記の申請は、土地ごとに同一の申請情報によってしなければならず(円滑化登記令5条1項)、権利変換計画およびその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない(同条3項)。

(6) 施行再建マンションに関する登記

建替組合は、施行再建マンションの建築工事が完了したときは、遅滞なく、「施行再建マンション及

び施行再建マンションに関する権利について必要な登記」をしなければならない(円滑化82条1項)。ここにいう「施行再建マンション」について必要な登記とは、区分建物表題登記、共用部分である旨の登記であり、「施行再建マンションに関する権利」について必要な登記とは、所有権保存登記、先取特権保存登記、担保権等登記(移行担保権の登記)等である(円滑化登記令7条2項)。この場合の登記の申請は、権利変換計画およびその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない(同条3項)。当該登記申請は建替組合の単独申請であり、権利に関する登記は提供された権利変換計画に基づき登記されるため、一般的な権利者・義務者の共同申請による権利の設定の登記の場合と異なり、当事者が作成する登記原因証明情報や申請代理人への委任状の提供が不要となる点が特徴となる。

この登記が行われるまで、施行再建マンションに関して他の登記を行うことはできない(同条2項)。

4 おわりに

マンション建替えのために必要となる人数の合意形成が困難であるという課題を克服するべく、円滑化法の制定や改正によって、これまでさまざまな施策が講じられてきた。円滑化法は、建替え決議の要件を一定の場合に緩和する一方で、建替えに参加しない区分所有者に対して時価での買取りや敷地分割などの手段を提供するなど、建替えの円滑化を図っている。また、円滑化法は、容積率の緩和特例や税制優遇などの措置を設けており、建替え事業の経済性や効率性を高めている。こうした施策は積極的に評価されてよく、今後も、客観的に明確な要件の定立と、建替えに反対する所有者に配慮した手続規範の構築を前提としつつ、建替えの円滑化に向けた制度改正が推進されていくことを期待したい。

円滑化法を用いた建替えの手続は非常に複雑であり、登記手続についても、各段階において通例とは異なるさまざまな対応が必要となる。マンション建替組合は、登記手続に関する知識や経験を十分有しているわけではない。登記手続に関わる司法書士や土地家屋調査士が建替組合に対する助言等の支援を行うことによって、登記手続に関するトラブルを防止し、紛争を解決するための仕組みを整備すること

が望まれる。円滑化法には、マンション建替え事業のさまざまな局面において、自治体が組合に対して助言や指導をすることが規律されているが(円滑化法97条、104条、160条、213条)、建替えの手続それぞれ自体に関する助言や指導については、登記手続に関わる司法書士や土地家屋調査士が積極的に役割を果たせるような体制が必要のように思われる。

マンションの建替え事業は、耐震性(安全性)の確保

だけでなく、不動産市場の活性化にも寄与するものでもある。不動産市場は流動的で、日々ニーズは変化している。そうした時代の要請に合わせ、今後も法制度は順次アップデートされていくことであろう。司法書士や土地家屋調査士は、資格者として、これからも、国民の、そして時代のニーズに応えるべく、責務を果たすことに努めていかなければならないものとする。

完

- ※7 国土交通省では、マンションの建替えや改修に関する種々のマニュアルをホームページ上で作成・公開している(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html)。本稿に関係するものとしては、国土交通省「マンション建替え実務マニュアル(平成17年8月)(平成22年7月改訂)」(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001374072.pdf>)がある。
- ※8 建替参加者の資力だけでは不参加者の権利を買い取ることができない場合も少なくない。そこで、建替参加者全員が同意する場合は、第三者たる買受指定者が売渡請求をすることができるものとされている(区分所有63条5項)。
- ※9 「施行マンション」とは、マンション建替事業を施行する際に存在するマンション、すなわち、建替えの対象となるマンションのことをいう。また、「施行再建マンション」とは、マンション建替事業の施行によって建築されたマンションをいう。
- ※10 同条1項は、権利変換手続開始の登記の申請をする場合には、認可の公告等(円滑化14条1項)があったことを証する情報等をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとしている。

人権擁護委員への誘い

法務省人権擁護局 総務課長 江口 幹太

1 はじめに

基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国の市区町村に人権擁護委員が置かれています。人権擁護委員は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者及び弁護士会等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、法務大臣により委嘱される民間のボランティアであり、法務局の職員と共に、人権相談、人権侵犯事件の調査救済、人権啓発等の活動に従事しているところです。

近年、学校におけるいじめや児童虐待等の多様かつ複雑な人権課題に法務局が地域社会の関係機関と連携して対応することが求められるなど、社会の要請に応える人権擁護行政を推進するには、専門的知見を有する方々を幅広い年代から人権擁護委員として委嘱する必要性が高まっています。

他方、年々少子高齢化が進行し、地域社会における人間関係も希薄になり、人権擁護委員として適任と考えられる専門的知見を有する方々の人材情報を幅広い年代から得ることが困難になりつつあります。

そこで、本年4月19日、当局局長から日本土地家屋調査士会連合会会長に対し、専門的知見を有する会員の中から、人権擁護委員に適任と考えられる者に関する人材情報の提供、また、今後、各法務局・地方法務局から各土地家屋調査士会に対して、人権擁護委員適任者に関する人材情報の提供について依頼があった場合における特段の配慮について依頼を行ったところです¹。

このような経緯を踏まえ、本稿は、法務省の人権擁護機関における活動を紹介し、多くの誌友の方に人権擁護委員制度の理解を深めていただくためのものです。

2 人権擁護委員

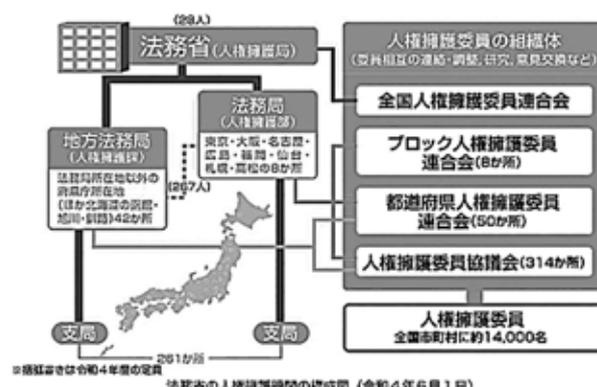
(1) 人権擁護委員制度

法務省には、人権擁護を担当する国の機関として人権擁護局が、その下部機関として法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、また、法務局・地方法務局の下部機関である支局においても人権擁護活動を行っています。加えて、「人権擁護委員法」(昭和24年法律第139号)に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体があり、これら全体を「法務省の人権擁護機関」と総称しています(図1参照)。

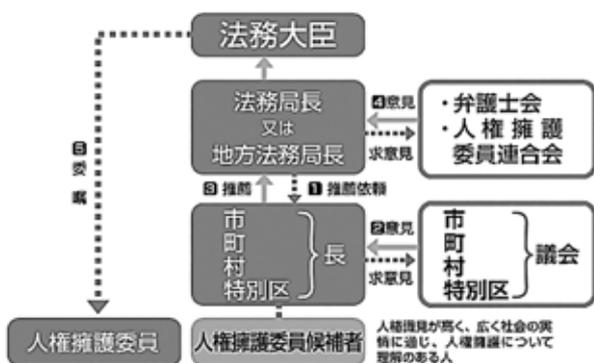
人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々であり、現在、約1万4,000人が全国の各市区町村に配置され、法務局・地方法務局等と連携しながら、人権擁護活動を行っています。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから昭和23年に創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものです。

任期は3年で再任もできます。人権擁護委員は、民間のボランティアなので、報酬はなく、交通費など活動に要した費用が支給され、他の業務との兼務は、兼業する他の業務で禁止されていない限り可能です。

人権擁護委員の委嘱手続きにつき、まず、候補者本人の意思を確認した上で、市区町村長が地域の中で、



(図1 法務省の人権擁護機関)



(図2 人権擁護委員の委嘱手続)

人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を選び、議会の意見を聞いた上で、法務局長又は地方法務局長に推薦し、その後、当該法務局長等から弁護士会及び人権擁護委員連合会に意見を求めた上で、法務大臣が委嘱することになります(図2参照)。

なお、法務大臣は、人権擁護委員に職務上特別な功労があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知せしめることに意を用いなければならないとされています。

(2) 人権擁護委員の活動内容

人権擁護委員の活動内容としては、①人権啓発、②人権相談及び③調査救済の3つに分けられます。誌友の皆様が人権擁護委員に委嘱された際には、特に②及び③の活動が中心になるものと考えています。

ア 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」とされ、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保」を旨として行わなければならないとされています(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第2条及び第3条)。

法務省の人権擁護機関では、毎年定める重点目標²の下、強調事項として掲げる17の項目³を中心に、人権啓発活動を行っています。

主な人権啓発活動としては、中学生を対象に、

人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重意識を根付かせることなどを目的とした「全国中学生人権作文コンテスト」のほか、いじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さをこどもたちに体得してもらうこと等を目的とした「人権教室」が挙げられます。



第41回全国中学生人権作文コンテスト中央大会表彰式

後者については、小・中学生等を対象に、「人権の花運動」⁴における学校訪問や道徳科の授業等を利用して、啓発アニメーション動画や紙芝居・絵本等といった、子どもたちが興味を持ちやすいように工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想について分かりやすく説明しています。

また、近年においては、令和2年10月に策定された『ビジネスと人権』に関する国内行動計画(2020-2025)]を踏まえ、ハラスメントや不当な差別等、企業が関わる人権問題について研修を行うなどの企業向けの「人権教室」の実施に注力しています⁵。

また、近年においては、令和2年10月に策定された『ビジネスと人権』に関する国内行動計画(2020-2025)]を踏まえ、ハラスメントや不当な差別等、企業が関わる人権問題について研修を行うなどの企業向けの「人権教室」の実施に注力しています⁵。



地元企業での研修講師

イ 人権相談

人権相談は、いじめ、虐待、差別等あらゆる人権相談に応じるもので、法務局又は地方法務局若

しくはその支局に設置された人権相談所で行う対面のもののほか、電話、インターネット、手紙⁶、LINEでも受け付け、対応しています。



面接による人権相談

電話については、「みんなの人権110番」のほか、女性や子どもからの人権相談を専門的に扱う「女性の人権ホットライン」、「こどもの人権110番」、日本語を自由に話せない方のための「外国人権相談ダイヤル」⁷を設置しており、人権擁護委員がこれらの方法による相談に応じています。



こどもの人権SOSミニレター（小学生向け）

ウ 調査救済

人権が侵害された疑いのある事件を人権侵害事件と呼んでおり、イの人権相談等を通じて被害者からの救済の申出があれば、「人権侵害事件調査処理規程」(平成16年法務省訓令第2号⁸)に基づき速やかに救済手続を開始します。救済手続においては、人権侵害の有無を確認するための調査を行っていますが、これは、飽くまでも関係者の協力によるいわゆる任意のものであり、警察官や検察官が行うようないわゆる強制捜査ではありません。

調査の結果、事案に応じて、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、実効的な対応をする

ことができる者に対してする「要請」等の7種類の救済措置のうち、適切な措置を講じます。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中であっても講じます。

また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもあります。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡をとるなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどします。

人権擁護委員は、以上の活動を法務局職員と共同して行っています。

調査救済の流れ



3 令和4年中に法務省の人権擁護機関が「調整」の措置を講じた具体的事例

誌友の皆様におかれましては、平素から、境界紛争のない社会を目指すとともに、不動産に関する権利の明確化に寄与する取組を行われており、業務を行う中で、相隣関係の調整を行っているものと承知しております。

2 (2)のウで紹介しましたように、「調査救済」活動においても、当事者間の話し合いを仲介等する「調整」の措置を講じており、誌友の皆様の業務に通じるところがあると考えております。そこで、令和4年中に法務省の人権擁護機関が「調整」の措置を講じた具体的事例を紹介させていただきます。

(1) 中学校におけるいじめ事案

中学生の生徒が、同級生から、下校時に待ち伏せをされる、悪口を言われるといういじめを受けていたにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、当該生徒の親から相談があった事案につき、調査した結果、学校は、当該生徒からいじめの訴えがあった都度、当該いじめに係る調査を行っていたものの、そのような対応が、当該生徒及びその親に適切に伝わっていない可能性があることが認められました。

そこで、両者の話し合いの場を設けたところ、両者の相互理解が深まり関係が改善されるとともに、当

該生徒への見守りが継続されることとなりました。

(2) 小学校における不十分な指導事案

子どもが通学する小学校において、同級生が乱暴な行為をしていることに対し、学校が十分な対応をしていないとして、保護者から相談があった事案につき、調査した結果、学校は、当該同級生への対応を行っているところであり、今後は当該保護者にも当該対応等を説明していきたいと考えていることが判明しました。

学校に対し、当該保護者の当該いじめ対応に係る要望を伝えるとともに、当該保護者に対し、学校の対応等を説明したところ、保護者はこれに理解を示し、両者の信頼関係が構築されました。

(3) 外国人に対するレンタルバイクの貸出し拒否事案

レンタルバイク店において、外国人であることを理由にバイクの貸出しを拒否されたとして、外国人から相談があった事案につき、調査した結果、当該店舗は、外国人に対し、一律に貸出しを拒否する運用を行っていたことが認められたところ、その調査の過程において、当該レンタルバイク店は、当該運用が外国人に対する不当な差別に該当する可能性があることを理解し、当該運用の見直しを行いました。

4 最後に

近時、「旧統一教会」問題に端を発して、社会的に問題となっている宗教2世・3世と呼ばれる子どもや若者が抱える様々な悩みがクローズアップされているところ、このような被害は潜在化しやすく、法的トラブルに加え、精神的な困難や貧困など複合的であることから、これらの被害を救済するため、関係各機関が緊密な連携を図りつつ、適切な対策を重層的に講じることとしています。そのため、人権擁護委員は、子ども・若者を守る地域ネットワークとしての要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会等に参画し、個別事案について、関係機関と調整し、重層的な支援措置を講じよう調整することとしています。

このような近時の課題について、人権擁護委員としての活動を行うに当たっては、誌友の皆様が業務で培われた当事者間及び地域における関係機関との調整力が必要であり、また、当該活動を通じてそのような能力等を向上させることができるものと考えております。

つきましては、人権擁護委員の活動につき、御理解及び御協力を賜ることができましたら幸甚に存じます。

- 1 当該依頼を踏まえ、本年4月28日付け日調連発第22号をもって、日本土地家屋調査士会連合会長より各土地家屋調査士会長宛て法務局又は地方法務局への人材情報提供及び会員への周知のお願いがされているものと承知しています。
- 2 令和5年度においては、人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、「『誰か』のことじゃない。」を啓発活動重点目標に掲げています。
- 3 令和5年度においては、①女性の人権を守ろう、②こどもの人権を守ろう、③高齢者の人権を守ろう、④障害を理由とする偏見や差別をなくそう、⑤部落差別(同和問題)を解消しよう、⑥アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう、⑦外国人の人権を尊重しよう、⑧感染症に関連する偏見や差別をなくそう、⑨ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう、⑩刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう、⑪犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう、⑫インターネット上の人権侵害をなくそう、⑬北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう、⑭ホームレスに対する偏見や差別をなくそう、⑮性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう、⑯人身取引をなくそう、⑰震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう、の17項目を設定しています。
- 4 児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としたもので、児童が育てた花をその父母や社会福祉施設に届けるなどすることで、一層の人権尊重思想の普及高揚を図っています。
- 5 令和4年度においては、1,046回105,480人に対して実施。ビジネスと人権については、拙稿「企業における『ビジネスと人権』への対応の必要性～「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書から～」(本誌2022.12 No.610) 1ページ以下参照。
- 6 毎年、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOS ミニレター」(料金受取人払の便箋兼封筒)を配布しているもの。児童・生徒が、当該ミニレターに相談したいことを書いて、ポストに投函すると、最寄りの法務局に届くもの。
- 7 民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、相談窓口につながるため、相談対応者の使用言語は、日本語です。
- 8 <https://www.moj.go.jp/content/001376882.pdf>

会報800号を迎えて③

「会報800号を迎えて」

元広報部長 金関 圭子



はじめに

会報が発刊800号を迎えたことを心よりお祝い申し上げます。これまで携わってこられた先輩方や関係者の皆様に敬意を表すると共に、私自身も発刊にわずかであっても携わってきた者の一人として、喜びを感じております。

広報部役員時代を振り返りますと、多くの仲間と共にイベントに参加して汗を流して関係者との絆を深めたこと、先輩方の軌跡をたどりながら会議の中で忌憚のない意見を戦わせ、時に思いきった施策を試みたことなど、非日常の大変充実した2年間でした。今回は、広報部長の職責を経験した一人として、会報作成に携わってきた当時のことを思い出しながら「制度における会報の役割」について少し述べてみたいと思います。

会報が果たすべき役割

会報の主たる役割は、発行者(連合会)から読み手(会員)への情報伝達ということになりますが、実際にはもっと広い機能を果たすことが期待されています。会員と会員との間の交流を促進させるためのプラットフォームとしての役割のみならず、関係各機関(官公庁・学問/研究・民間企業など)が、私たちの制度や業務・取組にアクセスする際の重要な手掛かりとしての役割が、主たる役割以上に重要なものとなっています。また、ウェブを通じて容易にコンテンツにアクセスできる時代となった現在では、世界中のあらゆる人の目に触れる可能性があり、会報に求められるニーズもますます多様化していくでしょう。

しかし、訴求すべき読者の層が広いということは、会報発刊業務の難しさにも直結してきます。読者がバラエティーに富めば富むほどそのニーズも拡散していくからです。また、会報で提供すべき情報もかなりの範囲にわたりますので、最大の効果が期待できる会報を作り続けることは、決して簡単なことではありません。

広報部長として実際の会報作りは、読み手だけでなく、伝えるべき情報・伝えたい情報が多種多様であることの難しさに苦戦する日々でした。特に広報による最大限の効果を求める反面、広報における危機管理については積極的に会務に取り込もうと奔走しました。実際に完成した会報に対してもお褒めの言葉をいただくこともあれば、厳しい反応をいただくこともありました。それでも、信念をもって進むことができたのは、共に広報作りに携わってきた多くの仲間にも恵まれただけでなく、会報という「未来をつくるための媒体」に関われることに責任も誇りも感じていたからでした。

例えば、会報によって、会員同士の交流が促進されれば、個々の会員の業務・事務所経営の未来に良い影響を与えられることが期待されます。また、会報で紹介される土地家屋調査士の取組や研究論文が未来の研究・政策へと発展していくこともあるでしょう。さらには、会報に触れたことが土地家屋調査士を目指すきっかけになることもあるかもしれません。会報は、正に、私たち(制度・連合会・会員)と未来をつなぐ架け橋となる役割を担っているというわけです。

デジタル化によって「会報」の役割は変わるのか？

社会全体に「総デジタル化の波」が押し寄せたことで、会報を巡る環境にも大きな変化が訪れようとしています。ウェブを通じて様々な情報に簡単にアクセスできるようになったことで、一般的にもメディア・広報のあり方それ自体にも大きな変化が生じています。会員諸氏の中にも「今の時代にアナログの広報誌を発刊しつづけること」に疑問を感じている方もいるかもしれません。しかし、私自身は、次の2つの理由からデジタル化が更に推し進められたとしてもなお、会報誌を発行し続けていくべきであり、会報の役割はより一層拡がっていくと考えています。

①毎月送り続ける(受け取り続ける)ことの意義

会報は「毎月作り続けられている」だけでなく「読

者の手元に送付され続けている」ことにも重要な意義があります。確かに、現在の環境では「今(すぐに)欲しい情報」はウェブを通じた情報検索の方が、スピードの面でも情報の豊富さという点でも優れています。しかし、他方で、ウェブを通じての情報収集には「不正確な情報に触れてしまうリスク」だけでなく、「探さなければ情報を得られない」という点で大きな限界があります。

近年ではそのような機会自体が減ってしまいましたが、なにげなく立ち寄った書店で「一生付き合える名著」と偶然の出会いを得られることがあるように、「目に触れる機会」を他者が作ることによって得られる気づきや出会いには他に換えられない価値があるといえます。

そのことを踏まえても、皆様には是非、「編集後記」をご一読いただきたいと思います。時機を捉えた広報部や連合会の姿勢が端的に表現されています。

②アーカイブ(保存記録)としての価値

私たちの会報は、オーソライズされた発行者(連合会)がその名と責任において定期的に刊行している出版物であることから、私たちの制度そのもの・取組・方針などをリサーチする際の「第1級の資料・史料」としての意義を有しています。特に、一度刊行された出版物は「後に上書きすることができない」という点で、ウェブページやSNSでは換えられない価値があります。

無論、会報のバックナンバーを「ウェブ上のアーカイブ(保存記録)」として整備していくこと、私たちの制度の歴史へのアクセス環境を整えることは非常に大切なことです。例えば、「会報記事を検索できるシステム」の設置や各種SNSとの連動は重要な取組になると思われます。しかし、それをもってして、会報の機能・役割の全てを「ウェブだけの発信」に置き換えることはできないでしょう。会報のアーカイブとしての価値・信頼性は「アナログの発行物」であることで担保されているとも言えるからです。むしろ、ウェブ社会、デジタル社会になったからこそ、会報を更に充実させていくことが、資料・史料としての付加価値の向上にもつながり、私たちの制度の未来を切り開いていくことにもなるのではないかと考えています。

おわりに

創刊800号は、通過点の一つに過ぎません。私たちの制度が続く限り、会報もまた900号、1000号、2000号、10000号……と会報の歩みを続けていきます。そして、これまでの会報がそうであったように、これからの会報にも、紙の感触と印刷の匂いと色鮮やかな写真を載せて、発行に携わった全ての人の夢や希望が刻まれ続けていくことを会報の歴史を紡いできた1人として心から願っております。



子供霞が関のイベントにて



山口編集長とテレビ朝日を訪問



法務省の最上階から皇居を見渡した休憩時間



当時の広報部最後の会議にて

令和5年度

こども霞が関見学デー



東京土地家屋調査士会 広報委員長 矢嶋 宏大

土地家屋調査士は「遊び」の道具にあふれている

○当日の概要

8月2日(水)、3日(木)と、「こども霞が関見学デー」が開催されました。

「こども霞が関見学デー」は、東京霞が関に所在する文部科学省をはじめ、各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、夏休み期間中に子供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、



スタンプラリーの様子

活動参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。

法務省民事局民事第二課においては、不動産登記制度や土地家屋調査士制度への理解を深めてもらうことを目的として、測量体験や地面のポ

タン(境界標)を使ったスタンプラリーなどが実施されました。

私もお手伝いをさせていただきましたので、その雰囲気や所感を述べさせていただきます。

○開催地

私がお手伝いさせていただいたのは2日目の木曜日でした。

皆さんも今年の夏の暑さには現場作業で難儀されていたと思いますが、当日も朝から非常に良い天気です。雲一つない快晴、1日の猛暑を予感させる気候で、「この暑い中、測量機械の体験は大丈夫だろうか……」と少々心配になりました。

東京メトロ千代田線の霞ヶ関駅から地上に出ると、車線の多い広い道路に荘厳な建物や高いビルが立ち並び、なかなかの壮観です。東京に住んでいるとあえて都内の観光とはなりません、これは見る価値があるなあと感じさせる光景です。

特に法務省の旧本館は、赤レンガ造りの重厚な建物で非常に見応えがありました。

司法省として建てられたこの建物ですが、「官庁集中計画」という明治初頭の大々的な首都整備の計画の一環として、ドイツ人建築家ベックマンとエン



土地家屋調査士クイズのコーナー



法務省の赤レンガ旧本館

デの設計により7年余りの歳月を費やし明治28年に竣工されたものです。平成6年12月27日には重要文化財に指定されました。今回のイベントでは、貴重なことに控え室としてこの旧本館の一室を割り当てていただきましたが、何気ない階段や扉など内部からもその佇まいを感じることができました。

朝、通勤される職員の方と共に旧本館前のゲートで会員証を提示して中に入ります。

ちょっとした法務省職員気分で赤レンガの建物を通り抜け、中央の中庭を進むと法務省の庁舎の入り口に辿り着きます。建物内に入ると、受付の前の通路の一部に三角コーンで仕切られた区画が作られておりました。最初ははっきり中庭で測量機械体験を行うものと思っていましたが、暑さ等を考慮して建物内部で行えるようスペースを確保してくださったようです。ずっと炎天下での体験会は参加者のご家族が暑いのはもちろん、スタッフとしてもかなりしんどいだろうと思っていたので、当初の想定が良い方向に外れたことにほっと胸を撫で下ろしました。中庭で行うとしたらそれはそれで、測量現場のよりリアルな体験として空調服と水冷服を装着してもらうのも面白かったかもしれません。二つをダブルで装備すると(加えてコンプレッションのアンダーウェアを着るともっと効きますが)35℃越えの日向でもかなり涼しいのでおすすめです。近年の気候では熱中症が本当に恐ろしいので、このような道具には助けられております。

体験コーナーでは、通常の三脚に加え、高さの低いアルミ製の短三脚も用意しました。この短三脚、

東京青年土地家屋調査士会(青調会)での測量体験会でも用いたものなのですが、小学生くらいのお子さんが覗き込むにはちょうどいい高さになるのです。実務上でも狭小な場所にトータルステーションを据え付けなければならない時や、ギリギリまで低く据え付けたい時に重宝しています。

○体験会の開催内容

開催時間になると、小学生から中学生くらいのお子さんとその親御さんがどんどん入ってきました。前述の通り受付前の通路に測量体験スペースが設けてありますので、人目に多く触れますし、受付横はホールになっていて座る場所も設置されているため休憩する方も多く訪れるというなかなかの好立地です。ありがたいことに時には行列ができる盛況ぶりで、スタッフの仕事のしがいがありました。

体験手順としては、

- ①トータルステーションの簡単な説明。
- ②測距する場所を望遠鏡で視認してもらう。
- ③距離の測定の実演。
- ④どうやって面積を求めるかの説明。
- ⑤まとめとして、土地家屋調査士の仕事内容。

以上のような流れで行いました。

- ① トータルステーションの説明では、レーザーを飛ばしてその反射で距離を測ることなどを解説しました。

子どもは皆レーザーが好きですね。大人も好きかもしれませんが……。水平角を測定できることも解



測量体験コーナー

説しましたが、小学生には少し難しかったようです。

- ② 測定箇所の視認では、前述の旧本館のレンガの壁や中庭の噴水、室内に掲示されたポスターなどを覗き込んでもらいました。

今回の体験で一番ウケが良かったのはこの部分で、一度体験した後、会場を出る前にもう一度覗きたいというリピーターのお子さんも何人か来た程度でした。カメラもスマホの画面で撮影する時代、光学的な仕組みを利用して覗き込むという体験は希少なのかも知れません。思い返せば、私の娘も保育園でもらったラップの芯にカラーフィルムをはっつけた望遠鏡でよく遊んでいます。

余談ですがこの体験会の後、先日のスーパームーンの時期に家の前でトータルステーションを使いお月見+天体観測をやってみたところ娘(と妻)に非常に好評でした。

覗き込み口にスマホのカメラを近づけて写真を撮影してみました。思いの外しっかりした写真が撮れました。



トータルステーションで見た月面

- ③ 測距の実演では、視認した箇所をノンプリズムで距離測定を行いました。

当初は建物外の対象を測定する予定でしたが、窓ガラスを挟んでの測定だったために光波が思うように反射せず、ガラスに対して垂直、かつ平面が正対した対象でないと上手に距離を測ることができませんでした。実務ではあり得ない状況ではありますが、光波の特性を垣間見る体験ではあります。このため、用意して行ったプリズムシートを対象に設置したり、室内の対象を測距することで対応しました。

また、本当は対辺観測の実演等も行いたかったのですが、体験希望者が多く一人当たりの時間を確保できなかったことと、測定結果が数字の表示だけで地味であったことなどから今回は割愛しました。

- ④ 面積計算の解説は、座標の概念を学校で勉強済みである中学生や、親御さん向けに行いました。同じく⑤の調査士業務の内容に関しても、小学生には理解しがたかったようでしたが、大人の方には響いていたと感じました。

ご想像通り、参加者の方の中で土地家屋調査士という職業をご存知の方はほとんどいらっしゃいませんでしたが、相続登記義務化や境界紛争の話などと絡めて、土地家屋調査士という仕事に少し興味を持ってもらえたかなと思います。

○体験会を終えての反省と展望

体験会全体を通しての反省は、多数いらっしゃる参加者を効率的に回転して、1人でも多く測量を体験してもらうためには、「体験」に集中し、「解説」は最低限にとどめるべきであったということです。

今回の趣旨は「子どもの測量体験」でしたので、「望遠鏡を覗いて面白かった」という体験にちょっとでも「土地家屋調査士」というワードがくっついていれば、活動としては大成功です。

広報したいが故にいろいろ解説をしましたが、その内容に子どもが興味を示してくれたかどうかは微妙なところです。

難しいことは考えず、ただただ楽しい体験してもらう事に力を注ぐ方が活動の趣旨に適合するように思いました。

これは、普段の境界立ち会いでついつい解説過多になってしまい、相手の理解の想定が不足してしまう自分の立ち振る舞いを見直すきっかけにもなりそうです……。

そういった意味では、我々の仕事は他の士業と比較しても多くの具体的な「体験」に満ち溢れていると感じます。トータルステーションで地物を「覗く」、ミラーポールを水平に「立てる」、既存の境界標を「探す」、埋設用の穴を「掘る」、辺長をスチールテープで「測る」、全て実際の行動が伴う業務です。そして実際の行動が伴うこれらの行為は、そのまま小学生

でも実感できる「楽しさ」「面白さ」に直結します。土地家屋調査士の広報として、この強みを活かさない手はないように思います。

今回行ったスタンプラリーでは、中庭の各所に境界の金属プレートを設置して探してもらう、という趣向でしたが、これを発展させて図面風の地図に境界間の辺長などを記入して実務っぽく境界標を探してもらってみるのも面白いかもしれません。水平器とポールを使ってポールを垂直に立ててもらう体験や、シャベルやパール、ダブスコ(複式ショベル)で

コンクリート杭が埋設できるだけの穴を掘ってもらう穴掘り体験、テープでの測定と光波での測定を比較して測定技術の進化を体験してもらうなど、工夫次第で子どもにも楽しい体験会ができそうです。考えているだけで楽しくなってきます……どこかで実現させたいものです。

まだまだコロナ禍が完全に収まったわけではありませんが、こういうイベントができるようになったことに解放感と喜びさを感じました。

次はどんな場に参加できるかとても楽しみです。

❁ 岸田文雄内閣総理大臣 表敬訪問 ❁



10月10日、首相官邸において岡田会長が椎名全調政連会長、松林広島会長、長井広島政連会長とともに岸田総理への表敬訪問を行いました。岡田会長から土地家屋調査士制度を取り巻く現状や表示に関する登記制度について直接説明させていただき、岸田総理からは、国民生活の安定と向上に資する資格者として期待の言葉を頂きました。

地籍問題研究会

第35回定例研究会概要報告

地籍問題研究会 幹事 小野 伸秋

1. 趣旨説明

第35回研究会は、前回同様に対面及びオンラインのハイブリッド形式で、会場のLMJ東京研修センターに35名、オンライン108名の、合わせて143名の参加を得て開催されました。テーマも前回に引き続き「DX時代の地図編成2」、サブテーマとして「新たな地図作成制度の考察」に的を絞って組立ててみました。

DX社会の目指すものは、デジタル化を推進し、あらゆる土地情報の共有化をリアルタイムに図ること、鮮度の良い土地情報が多目的に流通することにあります。それによって、無駄がなく効率の良い社会構造の基盤となる新しい土地情報が多面的に循環して更正することで、国民にとって豊かで明るい社会の構築を目指すことです。特に、土地家屋調査士が社会の基盤地図情報をいかに効率よく更新・作成するシステムを構築することができるのかを考察する場になれば幸いです。

現在の日本における地図作成は、ヨーロッパの地籍先進国に倣って行われているようですが現実は20年程遅れた後進国です。やっとのことでGNSSの利用環境の整備については内閣府の協力もあってQZSSを含む受信機システムが20～30万円位で購入できる安価な機器になり、誰もが日常的にGNSSを購入して観測できる状態となりました。それによって位置情報の世界測地系という標準化が可能となり、位置が分からなかった明治期の公図を一筆毎に土地家屋調査士が観測することで位置が容易に特定することが可能な環境が漸く整備されました。また、「官民データのオープンデータ化の法整備」も進み、今日の基調講演にもあります登記所備付地図データのオープン化を始めとする、国及び地方自治体が所有する位置特定情報のオープンデータ化が推進されています。この「位置情報の標準化」及び「法整備による情報の共有化」による2つの情報の推進によって官民連携によるクラウド社会の基盤地図情報構築などが可能な物理的環境の整備が整いました。

しかし、各個別な情報の循環サイクルの法整備が構築できていない問題が残りますが、「DX時代」がそれを解消する国の政策です。特に、国が示す「行政手続きのデジタル3原則」は我々民間企業が扱う行政手続き情報があらゆる産業の効率化を推進する柱とし、我々は、更に公益的な立場で関与する次元に入りました。

1. デジタルファースト

個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結

2. ワンスオンリー

一度提出した情報は二度提出が不要

3. コネクテッド・ワンストップ

民間を含む複数の手続き・サービスをワンストップで実現

これらを基本に不動産登記法・測量法等の法整備を含む不動産関連法令の整備を行うことで「地図作成情報」の循環サイクルを改善し、「次世代の地図作成」を創造することが求められています。

今回のテーマは、こうした国民のための貴重な社会基盤を効率よく作成・更新する地図社会を構築するきっかけとなることをテーマに、法務省の現在推進しているDX時代の地図作成事業の今後の方向性を理解して、地図を作成・更新する資格者として協働体制の整備を図ることが求められます。

是非、今日参加している皆さんと一緒に「基調講演」と各報告の内容を理解し、地図編成について考える機会としたいと思います。

2. 基調講演：

三枝稔宗氏(法務省 民事局 民事第二課 補佐官)

「登記所備付地図の現在地と将来の展望(法務局の地図作成事業・地図データのオープン化)」

この講演では、小泉内閣時代に始まった平成15年の「平成の地籍整備」以降、法務省が地図作りに関与し、平成27年度からの従来計画の面積を拡大して10年間(2年目作業を算入すると11年間)で200

平方キロメートルの登記所備付地図を「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」とする等の他、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和5年6月6日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)や国土強靱化基本計画(素案)においても、登記所備付地図の整備を進めるため、「…次期整備計画(令和7年度～)に向けて、大都市部の特に必要な・困難度の高い地域での優先実施、地域のまちづくりや防災・減災対応等のニーズを踏まえた重点化・効率化を進めると共に、新技術の積極的活用、対応が必要な対象総量を踏まえた新たな効果指標の設定、地方公共団体や民間事業者の要望・協力体制を含めた対象地区の選定基準などを盛り込んだ戦略的な基本指針を、関係者の意見を聴きつつ、本年度中に策定する。」との講演がありました。土地家屋調査士としては大変期待するところです。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)」においても、法務局地図作成等は当然のこと「マイナンバーの今後の利用範囲拡大や不動産登記法改正(令和3年法律第24号)の施行状況等を踏まえながら、登記とマイナンバーの紐付けも検討」する等、いよいよDX社会に対応した登記制度の検討が始まる内容でした。



その他身近なところでは、現地での筆界復元を容易にするための「筆界保全標」の設置が本年度から正式に取り組むことや、登記所備付地図が今年1月23日からオープンデータ化されたが、次の地図データ更新は令和5年2月時点のものが8～9月にG空間情報センターで公開されるとの報告がありました。

最後に、オープンデータの民間活用事例として、土地家屋調査士の白土氏(オフィス白土)「今ここ何番地?」の事例などが紹介され、今後のこうした地図データが民間で有効に多目的利用されるDX社会を紹介され、大変有意義な講演となりました。

3. 報告1:

伊藤裕之氏(国土交通省 土地政策審議官 地籍整備課 企画専門官)

「地籍調査の動向と街区境界調査の取組について」第7次国土調査事業十箇年計画が閣議決定すると

共に国土調査法及び国土調査促進特別措置法の一部改正により、現地調査の見直しや地域特性に応じた効率的な調査方法の導入を検討して既に4年目を迎えたところですが、令和4年度末の統計では全国の進捗率が52%と進まないなか優先実施地域の進捗率は80%に達した事、また円滑化及び迅速化の計画の見直しの検討もしているとの報告がありました。特に現地調査等の手続の見直しについては、①固定資産税課税台帳や農地台帳などの活用、②筆界案の公告により調査を実施、③郵送や集会所での確認等の導入、④地方公共団体による筆界特定の申請等を可能とすることであるとのことでした。

都市部では、道路等と民地との境界(街区境界)を先行的に調査する手法、「街区境界調査」で、国土調査法上の認証を行い、成果の公的な位置づけを明確化すること。山間部では、航空レーザ等のリモートセンシングデータを活用した手法の導入や現地での立会や測量作業の負担を軽減して調査を効率化する手法が示されました。

土地家屋調査士の立場からすると、今回導入された「街区境界調査」について、以前から行ってきた「官民境界等先行調査」と何が異なるのかと疑問をいただきました。その成果が有効なものであるかどうかはその地域を日々調査測量する土地家屋調査士の業務に大きく影響を及ぼします。何も問題が起きないことを期待します。

また、質疑では、隣接地として筆界未定に巻き込まれたために土地取引に支障が出ている事例が挙げられました。筆界未定地については、地籍調査の成果から除外し、そのエリアに限って元の公図を残すなどの方策が取れないものかとの提案がありました。

4. 報告2:

①馬淵洋介氏

(公益財団法人岐阜県建設研究センター岐阜県ふるさと地理情報センター)

②富田真雄氏

(公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会企画部長)

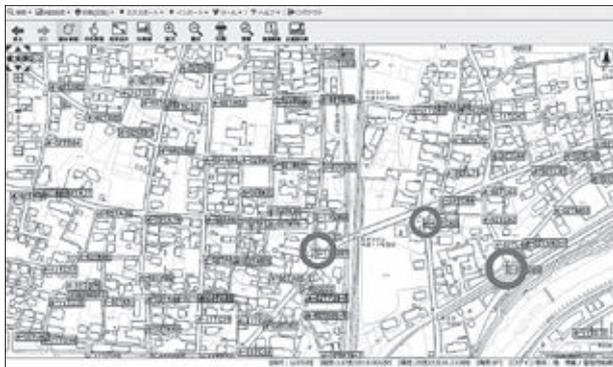
「県下市町村の官民境界確認情報の登録による地図作成・管理システムの検討」

岐阜県建設研究センターが推進する「県域統合型GIS」が行政内のDXを先取りした事例として紹介がありました。県下の全自治体で運営しているWebGISであり、民間組織の利用にも公開されてい

る。私達土地家屋調査士もこの共通システムを利用することで官民境界データを共有することなども可能なことから、岐阜県地籍情報管理研究会を立ち上げ、岐阜大学の協力を得て推進しているとの報告がありました。しかし、馬淵氏によると、行政の内部連携だけでも大変困難な作業を伴うとのことで、民間との連携はさらに困難であると想像できます。ただし、「DXに伴う教訓1、あらゆる側面から見て、合理的であれば最終的に成功します。」と氏の言葉を信じ、私達もDXを推進したいところです。

また、岐阜県ふるさと地理情報センターを利用する側として、可児市の土地家屋調査士富田氏から、官民境界確認データの集積による地図作成の試みについて説明がありました。可児市は市全域を測量法の改正と共に電子基準点を与点とする多角網を組んでおり、官民境界確認に絡んだ土地は全て公共基準点に取付けて測量されています。結果としてこのデータを集積すれば地籍調査事業に代わるシステムとして運用できると考えています。

登記引照点管理画面



情報共有を一元管理し、二次利用するためには、情報の所有権を明確にして承諾を得ることが必要です。役所内部職員の理解、人事異動、専門職の確保など前途多難ではありますが、着実に進んでいるのであれば将来が楽しみな報告でした。

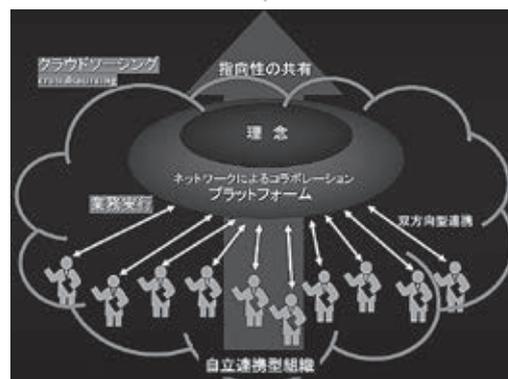
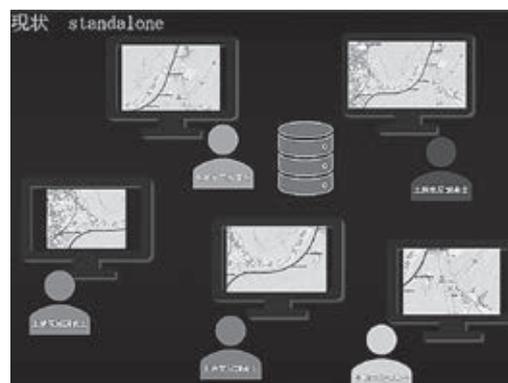
5. 報告3：

今瀬勉氏(土地家屋調査士 前・日本土地家屋調査士会連合会業務部長)

「DX社会に相応しいクラウドCADによる地図作成の効率化の提案」

国(内閣府)が目指すSociety 5.0社会とは、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」

と定義し、横断的な情報共有と活用を実現する未来社会であるとしています。土地家屋調査士の業務もこれまでの登記申請手続に留まらず、取得した調査情報を標準化及び共有化するなどにより、「Society 5.0社会」への積極的な関与が望まれるとの報告がありました。特に国が指定する「ベース・レジストリ」としての不動産登記情報への関与や、登記所備付地図を作成・更新することを業務とする国家資格者としての役割は、改めて重責であると認識することができました。いかにして行政機関内及び他機関との連携を強固にするか、民間事業者が行政手続におけるワンスオンリー(一度提出されたものを二度提出することを不要とする)を促進するか、これらの基本となる民間事業者のDX促進について社会から問われることになるかと報告がありました。



今瀬氏は、現状の地図作成はスタンドアロンであり、このままでは令和4年度末の進捗率52%からは今後も大きく変わらないと予想しました。将来を見据えるならばクラウドソーシング(ネットを介した集合知)によって個々の土地家屋調査士個々人が、1つの共通の目的を持った自立連携型組織を構築することが重要であること。その中でネットワークによるコラボレーションプラットフォームを通じた地



図づくり、情報の更新が可能な双方向型連携システムが必要であると述べました。

今までの地図作成は、階層型組織のトップダウン形式で行われ、取得した情報を知的財産として共有することを考えてきませんでした。結果として、地図作成に精通した人材育成も上手くできていないことになっています。

そうした取扱いを改善したDX社会の地図作成とは、社会の規範や価値観などの劇的な変化を伴うネットワーク型組織上で土地家屋調査士のボトムアップ型の堅強な集合知による新たな事業を構築することを目指すべき、との提言にまとめられました。

6. 総括：

柳澤尚幸氏

(当研究会前幹事、前日本土地家屋調査士会連合会副会長)

基調講演では、法務省民事局民事第二課の三枝補佐官から、法務省の地図作成事業に関し、国の基本方針である「骨太の方針」に則り、また土地家屋調査士の協力によって予算ベースで50億円の事業に育ってきたが、さらに大きく育てていく方針であること。「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」では今後の地図の具体的なやるべきことが示されました。こうしたことから私達土地家屋調査士

が、それらを理解して取り組んでいくべきことが示されました。さらに、地図作成事業の経済効果が具体的事例で示されると共に、法務省備付地図のオープンデータ化が本年一月から始まり、DX社会に馴染む取組が示されました。

報告1では、国土交通省の伊藤企画専門官から「地籍調査の動向と街区境界調査の取組について」報告がありました。中でも、都市部では道路等と民地との境界を先行して街区境界調査を実施する手法や、山林におけるリモートセンシングデータの活用が、現地での立会や測量作業の負担軽減をもたらし、調査の効率化を図る手法などが報告されました。

報告2では、岐阜県内の情報共有化に視点を置いて取り組まれた実体験の事例を聞いて、ドロッカーの記述を引用して、DXが示すあらゆる情報の共有化・多目的利用の推進を促すことを解説しました。又こうしたあらゆる情報に対して報告3の今瀬氏から、DX社会に相応しいクラウドCADによる地図作成の効率化の提案がありました。

最後に、今回のまとめとして、ベースレジストリに対して我々土地家屋調査士が今現在どの様に関与しているのか、また今後どの様な情報を提供することでどの様な関わり方をすべきなのかを考える機会となるとの報告がありました。

7. おわりに

前回に引き続き、「DX時代の地図編成2」を開催しましたが、国が進める地図作成事業の現状と方向性は理解できたのではないのでしょうか。次回の第36回を11月18日に開催し、さらにDX時代に即した努力をして活躍している全国の土地家屋調査士に集合してもらい「DX時代の地図編成3」を開催する予定です。是非とも地籍問題研究会の趣旨にご賛同いただき、未来の土地家屋調査士像を皆さんと一緒に創造しようではありませんか。

続

続!!

愛しき我が会、我が地元

Vol. 117

■ 神奈川会

『ちょっとディープな地元の歴史』

神奈川県土地家屋調査士会 相模原支部会員 中川 裕久

神奈川県といえば

皆さん神奈川県といえば「横浜」、「鎌倉」、「箱根」を思い浮かべるのではないのでしょうか。この3か所は全国的に有名で、多くのガイドブックなどで紹介されていますので、今回は全く知られていないマニアックな話をします。

元祖、湘南

私は事務所、自宅とも神奈川県相模原市で、生まれも育ちも相模原市、市外に住んだことはありません。そんな相模原市は神奈川県の北西部に位置し、北は東京都、西は山梨県に接しています。

神奈川県には、ほぼ中央を南北に縦断する形で「相模川」という川が流れています。この川の源流は山梨県ですが、神奈川県の相模原市に入っすぐ、相模ダムと城山ダムという2つのダムによってできた人造湖、相模湖、津久井湖を経て、相模湾、いわゆる「湘南」の海に流れ出ています。

この津久井湖のすぐ下流に「小倉」という地名の場所があるのですが、そこはかつて「湘南村」と呼ばれていました。今回はこの湘南村の歴史を紹介したいと思います。名前の由来は中国の敦広江(とんこう)の景勝地に風景が似ていて、そこの地名を日本語読みすると「しょうなん」と読めたことから「湘南」という字を当てて地名としたと言われています。今では湘南村という地名は消滅し、わずかに地元小学校の「湘南小学校」という校名に当時の面影が残るのみとなっています。ちなみに全国的に有名な相模湾沿いの「湘南」よりも「湘南村」の方が、命名としては早かったそうです。

帆掛舟と川遊び

現在相模川はダムによって水量が減ってしまいましたが、かつてはとても水が豊富で、湘南村から相

模湾まで船で下ることができ、明治の中期から末期にかけて、帆掛船による水運が盛んに行われていました。湘南村で薪や木炭、米などを帆掛舟に積み込んで相模川の河口(現在の平塚市、茅ヶ崎市)まで運び、味噌、醤油、反物などと物々交換し、帰ってきました。驚くことに海から川伝いに吹き上げる風によって、風の力で川を遡ることもできたそうです。

また、湘南村の相模川ではウナギ、アユ、ハヤなど川魚がたくさん捕れたため、特に夏場は避暑地としてにぎわいました。村から6kmほど下った田名という当時の宿場町(現在の水郷田名)から屋形船に乗って芸者衆がやってきて、東京から来たお大尽たちが停泊した屋形船で魚料理に舌鼓を打ち、芸者衆との宴で大いに盛り上がったそうです。

小倉橋とリニア中央新幹線

小倉(かつての湘南村)の相模川には「小倉橋」という橋が架かっています。これは戦前に完成した鉄筋コンクリート製の橋ですが、神奈川県の名橋にも選ばれている貴重な土木遺産となっています。インターネットで「小倉橋」と検索すると多くの画像が出てきますので、ぜひ見ていただきたいのですが、近くで見るととても凝った作りとなっているのが分かります。鉄筋コンクリート製ですから、職人が型枠を作って鉄筋を組み、ほぼ手作業でコンクリートを流し込んだのだと想像しますが、鉄骨の部材が普及した現在では、このような手間の掛かる建造物は工期、人件費などの理由から二度と作られないであろうと思います。

現在、小倉橋のすぐ上流に並行して「新小倉橋」が完成しています。新旧の土木建造物を比較することができ、土木マニア、橋マニアにはたまらない場所となっています。

さらに、250mほど下流にはリニア中央新幹線の橋が計画されています。これは品川を発車したりニ

アモーターカーが、最初に地上に出る場所としてマニアの間で注目されています(ただし、橋には防音のためカバーがかぶせられるようですので、走行する車体は見るできないと思われます)。橋が完成すれば、また湘南村の景色も変わることでしょう。

地元の歴史を調べてみよう

人が集まり生活すれば、そこには必ず歴史が刻まれます。しかし、よほどの名所旧跡でない限り、時間の経過とともに歴史は人々の記憶から消え、いつしか忘れ去られてしまいます。私の亡き祖父(土地家屋調査士ではありません)は土地家屋調査士であった父によく「地べたで飯を食っているのだから、

もっと地べたを大切にせい」と言っていたそうです。地べたで飯を食う土地家屋調査士として地元の小さな歴史を調べてみるのも面白いのではないのでしょうか。仕事ももっと楽しくなるかもしれません。いかがでしょうか。



湘南村出身の年長者から小倉橋の工事中の写真などと共に、当時の話を伺う。まさに生き字引。ご協力ありがとうございました。



相模川を航行する帆掛船。



建設中の小倉橋。昭和12年撮影。



ほぼ完成した小倉橋。橋の途中に自動車がすれ違うための退避場所が設けられています。現在も当時のまま。自動車で渡る場合、対向車が渡りきるまで橋の手前で停止して待つのが暗黙のルールとなっています。

大阪会 『何ができる？ PR活動』

大阪土地家屋調査士会 社会事業部理事 長田 育紀

全国で行われている土地家屋調査士のPR活動ですが、国民に広まっているでしょうか？

大阪会も今もがいています。ある支部では3Dスキャン測量で歴史的建造物を測量し、官公庁のホームページなどに記載してもらったり、またある支部では小学生を対象に「宝探し」と称して校庭で測量体験を継続的にしてみたり、またまたある支部ではキャラクターを作っているイベントに参加してみたり。と、まあまだまだたくさんPR活動をしているところですが、未だ府民の皆さまに私たち土地家屋調査士という名前が浸透していないように感じます。

皆がこの名前を聞いて「あっ！境界線の専門家や

ね」とパッと口から出てくるようになるときと私たちの仕事が楽になると常に考えています。

それには今まで気づかなかった、やれなかった、時代ではなかった、などありますが今やれることをやってみることから始めます。会内部に向けての活動も必要かもしれませんが、それ以上に外部に向けて発信する必要があります、そうすれば他の仲間も一歩踏み出して一緒に行動を起こしてくれると信じています。それにはやっぱり楽しくなければなりません。

一番は子どもの目線に立って考えることです、そんな活動を一部ご紹介させていただきます。

↓

●宝探し体験の様子●

大阪府枚方市にある小学校で「宝探し」と題して土地家屋調査士体験(測量体験)を行いました。



子どもたちに宝の地図を渡して、体験用の測量機械を使い角度と距離で宝物を探します。



手作りトランシットの使い方の説明



メジャーで距離を測ります。



みんなで相談



少しサポート



角度と距離でここなんだね！



ほんとにあるのかな？



やった！



くいのすけストラップやー



ゲット！



4班みんなゲットしたかな？



この班ゲットできたね！



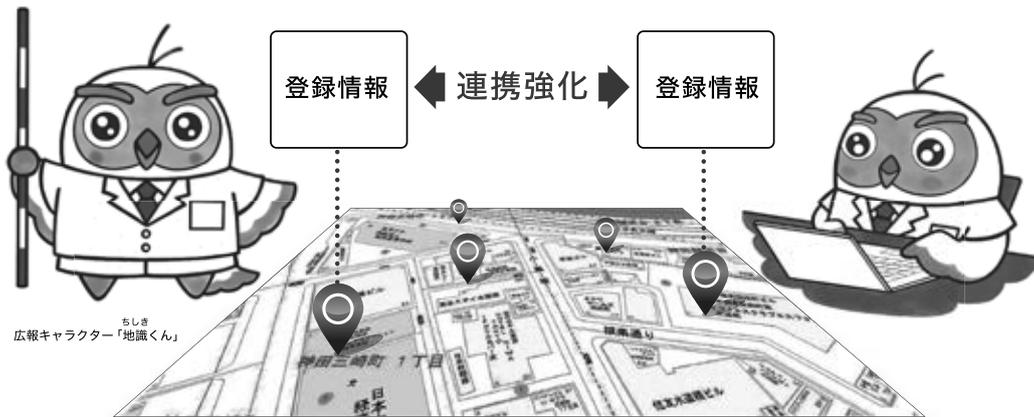
日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム **調査士カルテ Map**

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能!
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷!

地図上で事件簿
管理ができます!

SIMA図示や
多彩な地図検索!



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

地図機能について 「調査士カルテMap」では、以下地図機能がご利用できます。



業務に必要な地図が
これ一つで

住宅地図

ブルーマップ

用途地域

PC やタブレットでいつでも確認でき、
 資料集め・事前調査で活用できます。



地図上で
事件簿管理が可能

- 調査情報・関連書類を地図上に登録し、
 事件簿の一元管理ができます。
- 登録情報は CSV 出力もでき、
 年計表作成にも役立ちます。

新機能追加について

- 共有ページの検索可能縮尺が拡大し、視認性が向上しました。
- 地図画面での現在地移動が可能となり、現地調査での利用がしやすくなりました。
- 印刷範囲が赤枠で表示され、印刷がしやすくなりました。他にも便利な機能を同時追加!

全国閲覧可 月額**3,960円**(税込)

お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております < 無料で利用できる期間をご活用ください!

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



9月16日
～10月15日

新型コロナウイルス感染症が感染症法的に五類に位置づけられて以降、全国から研修会や講演会、祝賀会の案内をいただく機会が復活してきた。私が、あらゆる場面をお願いしているのは、会員一人一人が「土地家屋調査士を名乗ってください。」ということである。境界立会や打合せの場面で「登記でお世話になっています〇〇です。」とか「測量に来ました〇〇です。」という挨拶では「土地家屋調査士」という資格者名が1ミリも伝わらないのだ。私たちは、覚悟を決めた「土地家屋調査士」であるし、誇り高き「土地家屋調査士」であるはずだ。はっきりと「土地家屋調査士の〇〇です。」と名乗り「土地家屋調査士」を日本中にこだまさせることが、私たちと国民生活をつなぐ架け橋になると信じて、今日も明日も水道橋から「土地家屋調査士」を発信し続けるのである。

9月

20、21日 第1回全国ブロック協議会会長会同

全国8ブロック協議会から各々会長に参集してもらってプロ長会同を開催。各ブロック協議会から報告をいただいた後、連合会が取り組んでいる事項の説明を行い、未来に向けた意見交換を展開したところである。

21日 全調政連・全公連との三者打合せ

現在、連合会と全調政連、全公連の関係性は、過去最高に盛り上がっていると言っても過言ではないと感じている。この日は、令和5年度における「予算・政策要望」に関して打合せを実施した。

26日 日本司法書士会連合会との協議会

ともに不動産登記法を拠り所とする資格者団体である日本司法書士会連合会との協議会を開催。私自身と日司連の小澤会長とは、旧知の仲であり、ホットラインでも繋がっている。この日は、両連合会から

水道橋に役員が集結し、お互いの組織の懸案事項等について前向きな意見交換を行うとともに、真に国民生活に必要な資格者を目指す姿勢を確認した。

27日 堂故茂国土交通副大臣への表敬訪問

今般の内閣改造において、国土交通副大臣に就任された堂故議員を訪問。富山県選出ということもあり、同郷の高倉専務理事と地元土地家屋調査士会から浅田副会長も出席のもと、狭あい道路解消のための取り組み等、継続して対応していただきたい内容を中心に意見交換を展開。

28日 小泉龍司法務大臣、柿沢未途法務副大臣及び中野英幸法務大臣政務官への表敬訪問

第二次岸田第二次改造内閣における、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官を表敬訪問させていただき、不動産の表示登記制度に関わる土地家屋調査士を代表して、就任のお祝いをお伝えするとともに、今後のご指導をお願いさせていただいた。

10月

1、2日 第36回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

36回を数える親睦ゴルフ大会だが、今回は東北ブロック・福島会のお世話で開催。前夜祭には180名を超える皆さんが参集し、翌日のゴルフ大会にも約120名が参加された。今回は、友好士業団体でもある日本司法書士会連合会会長からも初めて賞品提供いただくなど、大いに盛り上がった。福島会の皆さん、楽しい企画をありがとうございました。

6日 令和5年度四公連定時総会

私の地元、四国の県公嘱協会の協議会総会に出席し、挨拶を申し上げた。また、二日目には日調連の顧問でもある早稲田大学法科大学院・山野目先生の研修会も開催され、拝聴した。

7日 細田長司氏 旭日中綬章受章祝賀会

日本司法書士会連合会の元会長である細田先生の祝賀会に土地家屋調査士を代表して出席。先生は、高知県会の所属であり、隣県出身の私にも、折りに触れなにかと声をかけていただいていた。会場は大きな熱気に包まれ、司法書士の皆さんの向上心溢れる気概を感じたところである。

8日 沢弘幸氏黄綬褒章受章記念祝賀会

高知駅からディーゼル列車と新幹線を乗り継いで、沢先生の記念祝賀会が開催される滋賀県草津市を目指す。会場のクサツエストピアホテルに到着すると、近畿一円から参集された土地家屋調査士の皆さんの笑い声が響き合っている。私からも精一杯の想いをこめて、祝辞を申し上げた。

10日 第9回正副会長会議

喫緊の課題と懸案事項に関し、対面と電子会議を併用しての正副会長会議を開催。

10日 岸田文雄内閣総理大臣への表敬訪問

岸田総理への表敬訪問が実現し、権名全調政連会長と総理の地元である広島会・松林会長、広島政連・長井会長とともに首相官邸を訪問。緊張のなか、土地家屋調査士制度と表示に関する登記制度を説明させていただいた。総理からは、国民生活の安定と向上に資する資格者として、期待の言葉を頂戴した。

11日 第4回常任理事会(電子会議)

電子会議での常任理事会を招集。組織として対応が求められる課題の整理と確認を中心に会議を進行。

12日 井林辰憲内閣府副大臣への表敬訪問

かねてより所有者不明土地問題の提言について応援いただいていた井林衆議院議員が内閣府副大臣に就任され、表敬訪問させていただいた。

12、13日 第1回地図対策室会議

地図づくりへの参画は、多くの先輩方から引き継いできた財産とも言える事業だと認識している。本年度の地図対策室のメンバーに集結してもらい、連合会としての意識を共有し、活動の方向性を確認したところである。

13日 令和5年度第1回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ(電子会議)

翌週に控える、全国会長会議の運営等に関して打合せを行う。今回、座長を予定させてもらっている愛知会・梅村会長にも電子会議にて参加してもらい、注意項目を確認。

14日 西森裕保氏の叙勲受章を祝う会

高知市で開催された、西森先生の祝賀会に出席。西森先生には、隣県ということもあって若い頃から様々な場面をご一緒させていただいてきたところであり、エピソードも紹介しながらお慶びのご挨拶を申し上げた。

9月

20、21日

第1回全国ブロック協議会長会同

<議事>

- 1 各ブロック協議会における事業の実施状況と今後の取組の報告
- 2 連合会が取り組んでいる事項等の説明
- 3 各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明

21日

第1回オンライン登記推進室会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム(不動産登記)のプログラム変更に係る対応について
- 2 登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケートについて

25、26日

第3回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 筆界特定制度に関する事項について
- 4 令和4年度及び同7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 5 調査士カルテMap及び不動産ID確認システムについて
- 6 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 7 取扱事件年計報告書の様式について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号様式の廃止について
- 9 令和6年度事業計画(案)について

26、27日

第2回会報「土地家屋調査士」編集会議(全体会議)

<協議事項>

- 1 会報の編集及び発行について
- 2 動画制作について
- 3 SNSの運用について
- 4 ニュースリリース等の発信に係る内規について
- 5 法務省や日司連と連携した広報活動について
- 6 日調連パンフレットの作成について

- 7 土地家屋調査士白書の作成について

- 8 「連合会長とリアルで話そう企画(仮)」について

- 9 担当者会同等の開催について

27、28日

第2回社会事業部会

<協議事項>

- 1 法務局地図作成事業の今後のビジョン検討会への対応について
- 2 新人研修において地図作成作業に関する説明を行うことについて
- 3 一筆地調査における筆界案及び筆界確認資料の作成を行っている現状及び筆界特定を申請する場合の対応状況や予算の確保に関する情報収集について
- 4 日本ODR協会への参画について
- 5 狭あい道路解消シンポジウムについて
- 6 土地家屋調査士業務の入札及び発注において的確な取扱いがされていないと思われる事案等の情報及び国有農地測量・境界確定促進委託事業及び普通財産の払下げ業務等について
- 7 災害時において土地家屋調査士が取り組む社会貢献について
- 8 不動産取引における図面の位置づけの明確化について
- 9 財産管理人に関する研修教材の作成について
- 10 令和6年度における事業計画(案)及び予算(案)について

29日

第1回組織改編検討PT

<協議事項>

- 1 制度対策本部を始めとした連合会組織の在り方及び土地家屋調査士総合研究所(仮称)の設置について
- 2 制度対策本部を始めとした連合会組織の在り方について
- 3 現研究所の在り方について
- 4 総合研究所(土地家屋調査士シンクタンク)の設置について
- 5 設置準備に当たっての研究所との関連性について
- 6 本年度今後の対応について

10月

3日

第4回総務部会

<協議事項>

- 1 懲戒処分について

- 2 年計報告について
- 3 土地家屋調査士会会則モデル及び土地家屋調査士会注意勧告に関する規則(モデル)の一部改正について
- 4 商標利用に関する対応について
- 5 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和6年3月追加)」について
- 6 土地家屋調査士会への助成について
- 7 令和6年度の専門的業務賠償責任保険について
- 8 前選挙管理委員会委員長からの役員等選任に関する検討依頼事項と次期委員会への申し送り事項について
- 9 令和5年度第1回全国会長会議の運営等について
- 10 令和5年度第2回全国会長会議及び令和6年新年賀詞交換会の運営等について
- 11 令和6年度総務部事業計画(案)について

4、5日

第1回日調連ADRセンター会議

<協議事項>

- 1 令和5年度日調連ADRセンターの事業執行計画等について
- 2 ADRに関する情報の収集及び提供について
- 3 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応について
- 4 筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携について
- 5 ODR(オンラインでの紛争解決手続)に関する情報収集及び提供について

10日

第9回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第5回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 懸案事項の対応について

11日

第4回常任理事会(電子会議)

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会共済会賠償責任保険規約の一部改正(案)及び土地家屋調査士会賠償責任保険事故処理委員会規則(モデル)の取扱いについて

- 3 日本土地家屋調査士会連合会広報員設置規程の一部改正(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会研究所研究員の選任について

<協議事項>

- 1 懲戒処分について
- 2 年計報告について
- 3 土地家屋調査士会への助成について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の一部改正(案)について
- 5 適格請求書登録番号を持たない事業者等への対応について
- 6 第19回土地家屋調査士特別研修の実施について
- 7 令和5年度第1回全国会長会議の運営等について
- 8 令和5年度第2回全国会長会議及び令和6年新年賀詞交換会の運営等について

第4回常任理事会(電子会議)における業務執行状況の監査

12、13日

第1回地区対策室会議

<協議事項>

- 1 委員長の互選及び副委員長の指名について
- 2 令和5年度の地区対策室における事業執行計画等について
- 3 登記所備付地図の作成及び整備について
- 4 地籍整備事業の情報収集・啓発について

第4回研修部会

<協議事項>

- 1 研修の企画・運営・管理・実施・検討について
- 2 専門職能継続学習の運用について
- 3 義務研修の実施・検討について
- 4 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 5 研修体系及び研修の充実の検討について
- 6 研修情報の公開の活用・推進について
- 7 研修用教材の作成・運用について
- 8 研修部が管理するシステムの構築・検討について
- 9 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
- 10 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発について
- 11 土地家屋調査士特別研修について

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和5年9月1日付

神奈川 3219	福田	慶之
神奈川 3220	高原	マヤ
埼玉 2792	白田	直史
大阪 3451	黒岩	康信
兵庫 2569	濱村	吉昭
兵庫 2570	黒越	慎司
三重 925	中村	優作
福井 460	鈴木	優太
佐賀 567	根木	慶太
宮崎 827	前田	朋勇

令和5年9月11日付

京都 941	小山	直紀
奈良 464	渡部	佑
福岡 2423	村山	和巳
福岡 2424	中村	亮

令和5年9月20日付

福井 461	古谷	隆明
福岡 2425	渡り	尚史

登録取消し者

令和5年7月4日付

岐阜 791	塩谷	聰
--------	----	---

令和5年7月29日付

札幌 913	嵐	忠一
--------	---	----

令和5年7月31日付

岡山 975	石井	宏
--------	----	---

令和5年8月2日付

兵庫 2208	松岡	毅
---------	----	---

令和5年8月7日付

東京 5318	坂井	道男
福岡 1767	井上	裕行

令和5年8月9日付

愛知 1554	藤田	彰
---------	----	---

令和5年8月10日付

神奈川 1387	杠	隆志
----------	---	----

令和5年8月14日付

香川 400	福岡油利子	
--------	-------	--

令和5年8月16日付

群馬 762	狩野	優
--------	----	---

令和5年8月22日付

山形 1201	稲毛	睦夫
---------	----	----

令和5年9月1日付

東京 6295	後藤	忠幸
東京 7695	田中	磯次
茨城 984	須藤	孝
兵庫 1514	山田	久吉
大分 681	梶原	道夫
熊本 840	西田	國生
熊本 1049	村井	誠
熊本 1076	田口	一法
札幌 946	東所	靖雄

令和5年9月11日付

神奈川 2026	石井	学
神奈川 2605	阿部	俊一
静岡 1023	内田賢一郎	
静岡 1412	伊藤	朝夫
静岡 1596	小川	信久
長野 2127	大塚	史朗

大阪 2023 番匠谷光晴

愛知 2104 深谷 誠司

福井 397 井上 宗一

石川 694 竹松 伸悟

宮城 1070 小関 亨

福島 1047 白玉 信

青森 611 中村 義信

香川 527 中原 洋

高知 519 前田 巧

愛媛 648 伊佐岡彌一

令和5年9月20日付

東京 4716 田代 稔

埼玉 1168 神田 久純

埼玉 1814 小高 公子

山梨 199 藤本 紘一

新潟 2170 田中 章友

大阪 2065 井上 正信

兵庫 1662 橋本 泰秀

沖縄 261 仲村 文宏

沖縄 431 上原 正昭

札幌 1097 花田 孝文

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和5年9月1日付

千葉 2245 山村 晃平

兵庫 2571 清水 皓太

令和5年9月11日付

大阪 3372 伊富喜 淨

ちようさし俳壇

第462回



「夕時雨」

深谷 健吾

厨くやより刻む音して夕時雨
社旗・国旗ならび勤勞感謝の日
茶の花や茶室の雨戸閉じしまま
無住寺の寶錢箱に木の実降る

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城

島田

操

唐突に庭の賑はひ響くづ虫
コスモスの風を招きて風に散る
亡妻ぼうさいを恋ふ心根しんこんやちろ虫
秋暑し散歩に選ぶ風の道

茨城

中原

ひそむ

猛暑日にひと雨ほしき夕心
道の駅出て来て仰ぐ雲の峰
老骨の一徹いちてついまも鵲うす高音かかね
不器用に生き来て老いて杖の秋

岐阜

堀越

貞有

小春日や行く先々で立ち話
生垣いけがきの伸び放題や神の留守
栗おこは平らげて子は赴任地へ
小夜時雨さよしくれ今宵女将を独り占め

山口

久保

真珠美

笹舟の前に後ろに水馬みづま
身に入むや部屋に先妣せんびの桐きり簞たんす

今月の作品から

深谷 健吾

島田

操

秋暑し散歩に選ぶ風の道

「秋暑し」は、秋の季語「残暑」の傍題。立

秋後の暑さである。秋の涼気に触れた体にはしのぎ難い暑さで、この時期に残暑見舞いをする習慣もある。余寒に対する語で、この暑さは稲の生育には欠かせない。

今年の夏は、気象台始まって以来の高温であった。残暑の傾向も変わらない。散歩をするにも、高齢者にとっては殊に厳しい残暑か。熱中症対策に、散歩にも風の道を選ばなくてはと。提句は、平明な言葉で詠み込んだ秀逸な家事俳句である。

老骨の一徹いまも鵲高音

中原 ひそむ

「鵲高音」は、秋の季語「鵲」の傍題。鵲は山野・平野・都会付近にも繁殖し、高い頂きや電柱に止まって、尾を上下に振りながらキーツ、キーツと鋭い声で鳴く。このことを鵲高音という。これは縄張りの確保のためといわれる。猛禽類で、昆虫や蛙、蛇や鼠なども捕える。提句は、「老骨の一徹」と季語の「鵲高音」との付かず離れずの関係性を擬人化した見事な佳句である。

堀越 貞有

小春日や行く先々で立ち話

「小春日」とは、冬の季語「小春」の傍題。小

六月ともいい、陰曆十月の異名であるが、俳句ではそのころの晴れた暖かい日を小春日・小春日和のことも含まれている。西の方から移動性高気圧がゆっくり張り出してくる気象現象のもたらすもので、厳しい冬になる前の温和な日和である。この季語にはその温和

さと喜び愛しむ気持ちがある。提句は、小春日の日和に任せてのお出かけか。行く先々で近所の同様な人々と出くわし立ち話を。ほのぼのとした光景を活写した佳句である。

久保 真珠美

笹舟の前に後ろに水馬

「水馬」とは、夏の季語「水馬」の傍題。小

川や池・沼の水面に長い六本の足を張ってすいすいと滑走したり水面を跳ねたりしている灰褐色のアメンボの昆虫の総称。尚、歴史的仮名遣いを、「飴棒」を語源として「あめんぼう」とする説もある。「笹舟」と季語の「水馬」との取り合わせが妙。流れに任せて進む笹舟の前後を滑走したり、跳ねたりしている光景に着目して詠み込んだ佳句である。

「」投句方法

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句(二口3〜5句程度)

◆以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便〒101-0061 東京都千代田区神田

三崎町一丁目2番10号

日本土地家屋調査士会連合会広報部係

FAX 03-13329210059

電子メール rengokai@chosashi.or.jp

投句期間は前々月の1日から末日までの1か月間です。

投稿者について、これまでは会員のみを対象としてきましたが、広く投稿を募りたいとの考えから、会員家族、補助者及び退会された方についても投稿できることとしましたので、皆様で誘い合わせの上、投稿していただくと幸いです。これからも引き続きご投稿いただけますようお願いいたします。

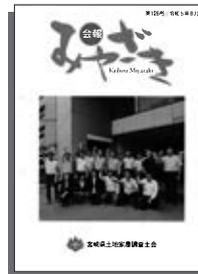
発信文書の詳細につきましては、直接所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

番号	月日	標 題
173	9月21日	働き方改革推進のための法務局及び地方法務局における窓口対応時間の導入について(お知らせ)
176	10月3日	令和5年度第1回全国会長会議の議題について(通知)
177	10月4日	狭あい道路解消シンポジウムのライブ配信について(お知らせ)
178	10月4日	各種行事への参加に対するCPDポイントについて(通知)
183	10月4日	大阪・関西万博における一般参加催事の募集について(参考送付)
184	10月5日	令和5年度土地家屋調査士新人研修(東京会場)に関する受講者への連絡について(お願い)
186	10月10日	登記情報提供サービスのシステムメンテナンスについて(お知らせ)
188	10月12日	日本土地家屋調査士会連合会令和5年度第4回理事会議事録
192	10月12日	所有者不明土地・建物管理人及び管理不全土地・建物管理人に関するアンケートへの協力方について(お願い)
193	10月13日	実務参考図書「登記小六法令和6年版」の推薦について
194	10月13日	日本登記法学会「第8回研究大会」の開催について(お知らせ)
197	10月13日	マイナンバーカードの積極的な活用事例に関する調査への協力について(依頼)

宮崎会

「よもやま話No.1 パリは燃えているか」

宮崎支部 川越 和秀



『会報みやざき』第126号



「パリは燃えているか」は、NHKテレビ番組「映像の世紀」の中で流れる音楽の曲名である。第一次世界大戦、第二次世界大戦を中心にした戦争の映像は、毒ガス、機関銃、戦車、原子爆弾と、いかにして人間を多く殺すことができるかを追求した兵器の歴史でもある。人間は同じ過ちを何度も繰り返す愚かさがあることを、百の言葉で語るよりも映像だけで理解できる。そんなすごさがある。救いがたい気分になっている時に流れる音楽は、人間の苦悩や悲しみ、欲望と愚かさ、映像とともに更に深みを増していく。音楽にはそんな力があるのかとも思う。この曲名が「パリは燃えているか」である。

もうひとつこの番組で感心させられることがある。人々の表情・服装・風景・言葉で、その時代でしかない雰囲気が伝わってくるこ

とである。例えば1960年代のビートルズが、社会に与えた影響についての番組があった。戦後間もない世代は、新しい世界を探し求めて新しい文化を次々と創造していく。ビートルズやボブディランなどの音楽、長髪、ファッション、ヒッピー文化、演劇等まさに百花練乱。そして反乱も生まれていくことになる。公民権運動や、ベトナム戦争反対の機運が更にこれに拍車をかけることになった。まさに「60年代の世代が一緒になって新しい世界に行った」(ジョン・レノン)んだと思う。あれから60年近く経った現在。リバプールの港町に同じ若者が集まってバンドをつくっても、あのビートルズはもはや生まれることはない。映像と音楽は、夢と熱気に浮かされた若者の時代も、たかだかひとときの瞬間でしかなかったことを、かすかな痛みと共に教えてくれる。

「パリは燃えているか」に戻ろ

う。この曲名はヒットラーが叫んだ言葉からきている。第二次世界大戦の末期、パリ解放の直前である。ヒットラーは、パリにいるドイツの司令官に対して、撤退の前にパリを破壊せよとの命令を下した。ヒットラーは芸術の都の消滅にこだわったのである。だが司令官からの連絡のないヒットラーは、ベルリンの地下壕で、司令官に対して叫んだ。「パリは燃えているか？ 私は知りたいのだ。今この瞬間パリは燃えているのか」と。



秋田会

「私の住んでいる街を紹介しまーす 十割蕎麦編」

大曲支部 佐々木 修一



『会報あきた』第163号

大仙市、角館町の十割蕎麦が食べられるお店を紹介します

編集委員会にて、次は「私の住んでいる街を紹介しまーす」の記事を任された際に、分かりましたと言ったものの、何について書いていいのかわかりませんでした。私の所属は大曲支部ですので、大仙市、美郷町、仙北市の歴史的施設をめぐるうかとも思いましたが、歴史的背景などまったく解らないので書きにくいなあなどと考えておりました。そこで自分の興味があることに寄せていけば少しでも書きやすいなと思い、今、個人的にはまっている十割蕎麦を提供してくれるお店を紹介すれば、タイトルの「私の住んでいる街を紹介しまーす」にぎりぎりハマるなと思いました。広報部長の木村洋平先生も優しそうだから、絶対大丈夫だなと思い、ちょっとアウト感はありませんが押し通します。

十割蕎麦にハマった理由

10年前に地元に戻ってきた時、父の補助者として測量を手伝っていると、鼻水が止まらなくなりました。花粉症デビューでした。それから毎年、春先はつらい思いをしながら測量をしていました。初めは薬で症状を抑えていたのですが、

現代西洋医学の対症療法的措置ではなく、根本的な解決が必要だと思いました。そこで私が生活情報の大半を得ているYouTubeで調べたところ、グルテンフリーにすると良いとの事でした。グルテンフリーとは、小麦に含まれているグルテンが体に支障を与えるので、小麦製品を食べないようにするというものです。しかしそうすると、麺類が食べたくなくても、ラーメン、うどんは食べられない事になります。そのような中で、最後の砦、蕎麦にすがることになりました。さらに蕎麦の中でも、小麦が含まれない十割蕎麦が最高じゃないかという事になり、十割蕎麦を提供してくれるお店を探すようになりました。ちなみに、先ほどグルテンフリーとかぬかしましたが、これを完全に実現しようとする、妻が“だったら自分で料理しろや”状態になりますので、周りの人よりあんまり小麦を食べない程度の、かなり甘めのグルテンフリー生活です。

大仙市で十割蕎麦を食べられるお店

まずは、大仙市内の十割蕎麦を提供してくれるお店を紹介します。今回大仙市から2軒、角館町から2軒をご紹介しますが、まだまだ十割蕎麦を提供してくれるお店はあ

ると思います。今回ご紹介するお店は、現段階で私が知っているお店なので、他のお店を知っている方がいらっしゃれば、教えてください。尚、蕎麦の味についてはレビューいたしません。たかが最近、蕎麦を食べだした若輩者、まして繊細な味も分からない私が、職人の味をレビューするなど愚の骨頂、あさましい事です。直接行っていただき、味わって頂きたいです。

〇そば打ち幸甚



冷かけそばの写真です。十割だけでなく、二八の蕎麦も食べられます。夏は、すだちを乗せたすだち蕎麦も食べられます。



住所：大仙市大曲日の出町2-3-29

私は昼にしか行った事がないのですが、週末限定で夜営業しているとの事でしたので、いつかは行ってみたいです。

○北野水産



冷かけそばの写真です。横手市十字街に本店がある、そば正五郎のお蕎麦が食べられます。



住所：大仙市大曲通町3-6

花火通りにある青い看板です。夜は居酒屋になります。夜も蕎麦を食べられるとの事です。

角館町で十割蕎麦を食べられるお店

次に角館町で十割蕎麦を提供してくれるお店を紹介します。角館町がある仙北市は、田沢湖の方にも十割蕎麦を提供してくれる蕎麦屋さんがあるそうですが、まだ開拓出来ておりません。今度行ってみたいです。

○そばきり長助



冷かけそばの写真です。お店では高嶺ルビーと、会津在来の二種類の蕎麦を楽しめます。二八の蕎麦も食べることが出来ます。



住所：仙北市角館町小人町28-5

武家屋敷がある地域の近くなので、観光の際の昼食などにも良いかもしれません。

○手打ちそばさくらぎ



冷かけそばの写真です。十割だけでなく、二八の蕎麦も食べられます。有機珈琲があり、飲みたかっ

たのですが、トイレが近くなるのを恐れ諦めました。



住所：仙北市角館町川原町20-6

仙北市菅桜並木駐車場のすぐ近くですので、こちらも観光の際の昼食に最適です。

蕎麦の逆襲

メディアによって、やたらとラーメンがもてはやされていますが、いずれ人々は目を覚まし、蕎麦の魅力にひれ伏す日が来るでしょう。

美味しさもさることながら、栄養価も素晴らしい蕎麦。血管の働きを強化するルチン、疲労回復効果をもたらすビタミンB₁、肌や粘膜の健康を維持するビタミンB₂などその効果を上げればきりがありません。最後はネットで栄養素調べたなどバラバラな感じで締めますが、つまりは蕎麦が現代人の救世主であるという事です。Return of the 蕎麦。

編集後記

今年はCOVID-19とインフルエンザの同時流行が懸念されているとニュースで報じられています。そんな折、9月末に人生初のCOVID-19に罹患してしまいました。ちょうど会報「土地家屋調査士」編集会議で東京に一泊、翌日に地元神戸の理事会に出席と東奔西走し、久しぶりに帰宅した夜中に発熱しました。潜伏期間といわれている日数では東西合わせて数十人とご一緒したことになります。移動に利用した新幹線もほぼ満席で、一体どこでウイルスを取り込んだのかさっぱりわかりません。改めて手洗いとうがい、そしてこまめな消毒の重要性を思い知らされました。

役員が新たに選任されて以降初の会報「土地家屋調査士」編集会議では、全国から広報員にお集まりいただきました。これから2年間、この会報編集に携わっていただきます。特集記事の企画、記事の取材、執筆はもちろんのこと、会報の編集校正にも参加していただき、会報誌が出来上がっていくフロー(流れ)も会得していただきます。さらに広報部全体

のサポートもお願いしていますので、連合会広報企画にも積極的に参加いただけるものと期待しています。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今月号の目玉は、「情報セキュリティ対策の実践方法と支援制度」と「老朽化マンションの建替えと登記②(続編)」です。情報セキュリティ記事の文中にある自社診断は、普段おざなりにしがちな状況を把握するため、一度実施してみることをオススメします。(二次元バーコードからスマホで診断も可能です。)例えば買ったままの無線LANの初期管理者パスワード、皆さんそのままにいませんか？

「老朽化マンションの建替えと登記②」については、今後爆発的に登記案件が増えてくると予想されますので、その基礎知識としてご一読していただき、お手元に保管していただくか、連合会のウェブサイトバックナンバーで備えつけてあることをご記憶いただけると幸いです。

広報部次長 中山 敬一(兵庫会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社